

水巻町集中改革プラン 改善項目（1. 総人件費・定員の適正化）

NO	区分	実施項目	現状・課題	改善内容	性質別歳出区分
1	総人件費・定員の適正化	町長給与の削減 (平成17年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別職の報酬額については特別職報酬審議会で審議されている</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当町の厳しい財政状況を鑑みると、人件費抑制のためには削減が必要であると考えられる。</li> <li>今後推進していく行財政改革に対する町民の理解を得るためには、職員はもとより特別職が率先して経常経費削減に取り組む姿勢を示す必要がある。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度に限り独自に月額給与の5%を削減する</li> </ul>	人件費
2	総人件費・定員の適正化	助役・収入役・教育長給与の削減 (平成17年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別職の報酬額については特別職報酬審議会で審議されている</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当町の厳しい財政状況を鑑みると、人件費抑制のためには削減が必要であると考えられる。</li> <li>今後推進していく行財政改革に対する町民の理解を得るためには、職員はもとより特別職が率先して経常経費削減に取り組む姿勢を示す必要がある。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度に限り独自に月額給与の3%を削減する</li> </ul>	人件費
3	総人件費・定員の適正化	管理職手当の削減 (平成17年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理職手当として課長・主幹15%、課長補佐11%を支給</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当町の厳しい財政状況を鑑みると、人件費抑制のためには削減が必要であると考えられる。</li> <li>今後推進していく行財政改革に対する町民の理解を得るためには、管理職が率先して経常経費削減に取り組む姿勢を示す必要がある。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度に限り課長15%を13%に、課長補佐11%を9%に削減</li> </ul>	人件費
4	総人件費・定員の適正化	町長給与の削減② (平成18年度～)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別職の報酬額については特別職報酬審議会で審議されている</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当町の厳しい財政状況は、今後も続くことが明確であり、給与削減はその削減率の見直しも含め引き続き実施する必要があると考えられる。</li> <li>行革推進委員会の答申においても、「特別職報酬審議会での特属的な審議事項であるが、特別職の給与等については相当額の削減をすべきである」との答申が出された。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別職報酬審議会での答申の結果は次のとおりである。</li> <li>平成18年度は給与は7%の削減及び期末手当の支給体系を見直し、年収8.2%の削減とする。</li> <li>平成18年度については特別職報酬審議会の答申に加えさらに3%削減を追加し、月額給与10%の削減とする。</li> </ul>	人件費

5	総人件費・定員の適正化	助役・収入役・教育長給与の削減②(平成18年度～)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別職の報酬額については特別職報酬審議会で審議されている</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当町の厳しい財政状況は、今後も続くことが明確であり、給与削減はその削減率の見直しも含め引き続き実施する必要があると考えられる。</li> <li>行革推進委員会の答申においても、「特別職報酬審議会での専属的な審議事項であるが、特別職の給与等については相当額の削減をすべきである」との答申が出された。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別職報酬審議会での答申の結果は次のとおりである。</li> <li>平成18年度は給与は7%の削減及び期末手当の支給体系を見直し、年収8.2%の削減とする。</li> </ul>	人件費
6	総人件費・定員の適正化	管理職手当の削減②(平成18年度～)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理職手当として課長・主幹15%、課長補佐11%を支給(H17年度は各々2%削減を実施中)</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当町の厳しい財政状況は、今後も続くことが明確であり、給与削減はその削減率も含め引き続き実施する必要があると考えられる。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度以降も引き続き課長15%を13%に、課長補佐11%を9%に削減する。</li> </ul>	人件費
7	総人件費・定員の適正化	収入役の廃止(平成18年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収入役室を設置し、収入役1名を配置</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当町の厳しい財政状況及び自治体規模を考慮すると、近隣市町村等の状況を参考にした上で、収入役の廃止も含めた検討が必要と思われる。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現収入役の任期満了(H18.4)に伴い、平成18年度の機構改革にあわせ収入役を廃止する。</li> <li>収入役廃止後の収入役業務は、助役が兼掌する。</li> </ul>	人件費
8	総人件費・定員の適正化	議員定数の削減(平成19年度～)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>条例定数22名(現員22名)</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当町の厳しい財政状況及び他町議会議員数比較を考慮すると、議員定数を削減する必要がある。</li> <li>住民の代表である議会議員が積極的に行政改革に取り組む姿勢を示すことにより、今後の行政改革がスムーズに進行すると思われる。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次回議員選挙(H19.4予定)から定数を22名から4名削減し18名に減員(条例改正済 平成17年3月)</li> </ul>	人件費

9	総人件費・定員の適正化	議員歳費、非常勤特別職報酬等の削減 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別職報酬審議会でその額を決定。郡内他町との比較では、職種により平均額を前後している。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員歳費についても見直しが必要と思われる。</li> <li>・各種審議会、委員会の委員報酬日額2,700円については、費用弁償及び旅費日当の削減とともに見直すべきと思われる。</li> <li>・今後推進していく行財政改革に対する町民の理解を得るためには、管理職が率先して経常経費削減に取り組む姿勢を示す必要がある。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別職報酬審議会での答申の結果は次のとおりである。</li> <li>・平成18年度は給与は7%の削減及び期末手当の支給体系を見直し、議長・副議長は年収5.6%、委員長は年収5.5%、議員5.4%の削減とする。</li> </ul>	人件費
10	総人件費・定員の適正化	職員定員の適正化 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H17年度退職不補充により、10名削減を実施し、正規職員数192名から182名まで減員。常勤の再任用職員と併せ、現在の職員定数は183名。</li> <li>・正規職員数は、条例定数206名に対し、182名</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費の抑制を実施するにあたり、職員数の削減は効率的である。国の行革指針に基づき、今後も適正な職員配置が求められ、一部業務の外部委託等と併せて、更に職員数を減員し、経常経費の節減に努める必要がある。</li> <li>・国の行革指針では17年度から5ヵ年度で4.6%以上の定員削減が求められる。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定員適正化計画を策定し、職員数を計画的に削減する。</li> <li>・5年後の平成22年4月1日時点職員数は160人(22人削減)とする。</li> <li>・平成18年度 176人(平成17年度6人退職、新規採用0人、累計6人減)</li> <li>平成19年度 176人(平成18年度2人退職、新規採用2人、累計6人減)</li> <li>平成20年度 174人(平成19年度6人退職、新規採用4人、累計8人減)</li> <li>平成21年度 168人(平成20年度12人退職、新規採用6人、累計14人減)</li> <li>平成22年度 160人(平成21年度14人退職、新規採用6人、累計22人減)</li> <li>※以上の計法定数には再任用職員は含んでいません。</li> </ul>	人件費
11	総人件費・定員の適正化	職員給与の見直し (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水巻町一般職職員の給与に関する条例、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例に基づき支給。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数削減による総人件費の削減はある程度見込まれるものの、ラスパイレ指数が102.4と高く、国家公務員の水準を上回り、県内でも高位に位置しており、住民の理解を得がたい状況にある。このため、町独自でこれに対処する必要がある。</li> <li>・平成18年度から実施される給与制度改革と同時にラス対策を実施すると、職員給与がかなり大幅な削減となるため、職員組合との協議も含め、その手法を検討する。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度から20年度までの3年間でラスパイレ指数を100まで下げる方向であるが、平成17年度人事院勧告を踏まえて再度検討する。具体的な方法は、①人事院勧告に基づかない町独自の給与削減②定期昇給の延伸③町独自の自動わたり制度(副主査制度)の廃止④特別昇給制度の適正な運用(定期昇給停止年齢に達した者の特別昇給を含む)の見直しなどが考えられるが、職員組合と十分協議を行い、その手法を決定し、実行する。</li> <li>・新たな給与制度導入により、平成18年度から平成22年度までに平均4.8%の職員人件費の削減が見込まれる。</li> </ul>	人件費

12	総人件費・定員の適正化	各種手当の見直し (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、期末勤勉手当、退職手当等を条例に基づき支給</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法律や国の基準に基づいた支給率となっているのか、時間外勤務に無駄は無いのかなどについて検証を行い改善を図る必要がある。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、法律や国の基準に基づいた支給率とする。</li> <li>時間外勤務に対しては、各部署において年間業務計画を作成するなど、時間の短縮に努力する。</li> <li>徴収部門など時間外勤務が避けられない部署は、平成18年度から時間差出勤により可能な限り問題の解消を図る。</li> <li>平成18年度の新たな給与制度では調整手当(3%)が廃止される。</li> <li>平成18年度の新たな給与制度により、期末勤勉手当及び退職手当の削減も見込まれる。</li> </ul>	人件費
13	総人件費・定員の適正化	職員特殊勤務手当の廃止 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>税務職員勤務手当 賦課家屋調査等課税 4,300円/月 訪問徴収・滞納整理 5,300円/月</li> <li>防疫作業等勤務手当 1,000円/件</li> <li>行旅病死入処理手当 2,000円/件</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行特殊勤務手当のうち、税務職員勤務手当は、本来の当該手当支給の意義から、国の税務職員等に準じる必要性にも乏しく、廃止し経費の削減を図るべきだと考えられる。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度から特殊勤務手当を全廃する</li> </ul>	人件費
14	総人件費・定員の適正化	昇給停止年齢の見直し (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般職 56歳定期昇給の延伸、58歳定期昇給停止</li> <li>単労職 59歳定期昇給停止</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の基準に準じて、昇給停止年齢を現行58歳から55歳に引き下げること検討すべきである。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度から昇給停止年齢を現行58歳(単労職は59歳)から55歳に引き下げる。</li> </ul>	人件費

15	総人件費・定員の適正化	職員等出張旅費の見直し (平成18年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出張交通費…実費支給</li> <li>出張日当…一般職 県内出張1,100円※隣接市区町を除く 県外出張2,200円</li> <li>特別職 県内2,000円、県外2,700円</li> <li>宿泊費…1泊15,000円(政令市18,000円、職員研修所7,500円)</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出張日当について、交通網の発達した現代社会における現行の支給額については適切化を図る必要があると考えられる。また、宿泊を伴う出張において、数多く存在する宿泊施設の料金設定から、現行支給額では余剰を生む可能性が高く、その額を見直すべきである。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出張日当…一般職 県内出張1,100円(隣接市区町を除く)⇒廃止 県外出張2,200円⇒1,000円</li> <li>特別職 県内出張2,000円⇒1,000円 県外出張2,700円⇒1,000円</li> <li>宿泊費…1泊15,000円、政令市18,000円⇒13,000円 職員研修所1泊7,500円⇒5,000円</li> </ul>	物件費
16	総人件費・定員の適正化	費用弁償の見直し (平成18年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常勤特別職2,000円</li> <li>消防団員 会議2,000円 訓練2,500円 火災等出場3,200円</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通網の発達した現代社会において、会議出席に要する費用弁償額の現支給額については適正化を図る必要があると考えられる。出張日当と併せて見直す必要がある。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常勤特別職 2,000円⇒1,000円</li> <li>消防団員 会議2,000円⇒1,000円 訓練2,500円⇒2,000円 火災出場3,200円⇒4,000円</li> </ul>	物件費
17	総人件費・定員の適正化	宿泊視察研修の見直し (平成18年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種付属機関等において宿泊を伴う視察研修が、毎年(一部隔年)実施されている。</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊を伴うため、出張旅費が高額になる。これらを抑制するため、事業の休止、視察研修を日帰りにするなど、根本的な事業の見直しが必要であると思われる。</li> <li>宿泊研修が慣例的に行われているため、本来の事業目的を達成しているか不明である。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町独自で実施している宿泊を伴う視察研修を平成18年度から原則廃止とする。</li> <li>参考:対象団体…農業委員会、教育委員、社会教育委員、体育指導員、議会議員等</li> </ul>	物件費
18	総人件費・定員の適正化	職員制服貸与の廃止 (平成18年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員に対し、服装規程で貸与物品及び期間を規定 男子… カッターシャツ(夏 3年)ブレザー、ジャンパー(冬 4年) 女子… ブラウス(夏 3年)ベストスーツ、替スカート、カーディガン(冬 4年) 技術職…カッターシャツ、半袖技術服上下(夏 3年)長袖技術服上下ジャンパー(冬 4年)</li> <li>※現在、新規採用職員を除き、貸与年数を過ぎた者への再貸与は、傷みの激しいものを除き行われていない。そのため、私服にて勤務に従事する職員が増加しているが、各人の常識のもと、制服に近い私服を着用しており、全く問題はない。</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本年度、光熱費削減のため、ノーネクタイ制が試行されたが、統一基準を設けることで住民理解は得られると思われる。今後も職員モラルをもって対応すれば、高額の制服を支給する必要性は乏しく、制服貸与の廃止を含め、服装規程を見直すべきである。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H18年度より職員に対する制服の貸与を廃止する。</li> <li>服装規程の見直しを行い、私服であっても一定の基準を設けることで、職員の服装のバラつきを防ぐ。</li> <li>住民等来庁者から職員と一般人を明確に区別することが望まれると思われるため、名札を大きな首かけ式へのものなどへ変更も併せ「制服検討委員会」で検討する。この場合、パソコンを利用し、安価な名札ケースを活用することにより、最低限の経費で実施する。</li> </ul>	物件費

19	総人件費・定員の適正化	職員厚生会負担金の削減 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員個人及び町の負担金額を本俸の10/1,000と定め、同率として徴収し、各厚生会事業を実施している。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リフレッシュ、旅行助成金など現金給付的なものの廃止を含め、厚生会事業全体を見直し、住民から不信感を抱かれないように制度を改正する必要がある。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生会においてH18年度事業の見直しを依頼し、事業費の削減を行う。 現行負担率10/1,000から6/1,000へ減額(40%削減)</li> </ul>	人件費
20	総人件費・定員の適正化	永年勤続記念品の廃止 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>25年以上誠実に勤務した職員に対し、表彰状及び記念品(2万円分の旅行クーポン券)をその年の3月31日に授与</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>何らかの事情が無い限り、殆どの職員が25年勤続を迎えるが、その勤務成績に関係なく表彰が行われている。記念品の財源は、町費であり財政状況の厳しい中、このような支出は住民の理解が得られないと思われる。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経費の少ない表彰状授与は継続とし、記念品の贈呈は平成18年度から廃止する。</li> </ul>	物件費
21	総人件費・定員の適正化	臨時職員の適正配置 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各課に日々雇用又は長期雇用臨時職員を配置(補助事業対象の部署あり)。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当部署の業務量に対し、適切な配置となっているのか調査する必要がある。</li> <li>長期雇用臨時の必要性が希薄と思われる部署も見受けられる。</li> <li>地方公務員法第22条の規定に抵触している長期雇用臨時職員の取り扱いについて見直しが必要である。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>時間単位による雇用を推進する。</li> <li>平成17年度に臨時職員の適正な配置について調査及び整備を行い(必要な時期以外にも雇用を継続していないかなど)、平成18年度から全体として減員を図る。</li> <li>長期雇用の臨時職員を廃止し、日々代替もしくは担当課において将来的に常勤の臨時職員が必要であるという判断を確認した場合には、正規職員もしくは嘱託職員の配置を検討する。</li> </ul>	物件費

水巻町集中改革プラン 改善項目（2. 補助金の見直し）

NO	区分	実施項目	現状・課題	改善内容	性質別歳出区分
22	補助金の見直し	敬老祝金の見直し (平成17年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿を祝福し、敬老の日に祝い金を給付する。 72歳5千円 77歳1万円 88歳3万円 99歳50万円</li> <li>・平成16年度支給額 72歳 5千円×389人=1,945千円 77歳 1万円×283人=2,830千円 88歳 3万円×72人=2,160千円 99歳 50万円×11人=5,500千円</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・99歳該当者に対する給付額50万円と郡内で突出し、高額である。</li> <li>・受給資格が9月1日現在において町内に1ヶ月以上の居住で受給要件を満たすため、短期間で資格が発生する。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・99歳給付額 50万円を20万円とする。</li> <li>・受給資格を9月1日現在において、その年の4月1日以前から引き続き町内に居住していることに変更する。 (平成17年3月議会可決)</li> <li>・平成17年度から20年度までの99歳節目支給対象予定者23人</li> </ul>	扶助費
23	補助金の見直し	老人交通共済掛金助成の廃止 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人(65歳以上)の日常生活の安定と福祉の増進を図るため、老人が北九州市民共済生活協同組合と交通共済契約を締結するに際して、必要な出資金の負担並びに交通共済掛金一口分を支給。 平成15年度 500円×4,938人=2,469,000円 平成16年度 500円×5,044人=2,522,000円</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当町の厳しい財政状況を鑑みると過度な助成金は削減する必要があると考えられる。</li> <li>・北九州市では平成8年度にこの制度を廃止。</li> <li>・町地域ケア会議の事業評価でも「行政が行う制度としての役目を終えた」との意見も出されている。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度より廃止する。</li> </ul>	補助金
24	補助金の見直し	単位老人クラブ補助金の適正化 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の社会参加と健康づくりを促進するため、地域における単位老人クラブを育成するため、補助金を交付する。</li> <li>・交付額 = 4800円×クラブ数×活動月数</li> <li>・クラブ数：28</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町独自の上乘せ補助がある。</li> <li>・県補助単価3,880円/月 町補助単価4,800円/月</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度までに補助単価を県の単価に合わせる。</li> <li>・平成18年度 4,500円/月</li> <li>・平成19年度 4,200円/月</li> <li>・平成20年度 3,880円/月</li> <li>・平成21年度 3,880円/月</li> </ul>	補助金

25	補助金の 見直し	老人クラブ連合会補助金の見直し (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>老人クラブ連合会の健全な発展を図るため、補助金を交付する。</li> <li>対象事業は、①老人クラブ連合会活動促進事業、②女性部活動推進事業、③高齢者ネットワーク推進事業、④スポーツレクリエーション活動事業、⑤いきいき農園交流事業、⑥高齢者の健康づくり事業</li> </ul> <p>(参考)平成16年度決算額 4,101,590円</p> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>郡内他町に比べて会員一人当たりの補助金額が多い。 (16年度決算額/会員数) 水巻町 3,830円 岡垣町 822円 芦屋町 671円 遠賀町 799円</li> <li>(参考) 郡内の会員数 水巻町 1,071人 岡垣町 2,443人 芦屋町 1,166人、 遠賀町 1,108人</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度は補助金を10%削減する。</li> <li>平成19年度以降は、新たに定める「補助金交付基準」に基づき、事業ごとに客観的な評価を行い、交付額を見直す。</li> </ul>	補助金
26	補助金の 見直し	高等学校等入学祝金の見直し (平成19年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護世帯及び生活保護基準額に100分の120を乗じて得た額以下の世帯の高等学校等入学者に対し、対象者1人当たり50,000円を支給。</li> </ul> <p>平成15年度:対象者 33人 支給額合計 1,650,000円 平成16年度:対象者 28人 支給額合計 1,400,000円</p> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「高校入学祝金」は、郡内で当町のみが実施している独自の現金給付であり、行財政適正化の観点から廃止すべきと考えられる。</li> <li>町単独の現金給付は見直し、その財源を「少子化対策」に対する新たな制度拡充に充てるべきである。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度より、対象者及び金額などについて見直しを行う。</li> <li>見直しにより削減された財源は、「乳幼児医療給付対象年齢引上げ」のための財源に充当する。</li> </ul>	扶助費
27	補助金の 見直し	私立保育所運営費補助制度の見直し (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各私立保育所に対し、定数割れによる保育事業への影響の抑制及び施設整備にかかる財政的負担の軽減を目的とした運営費補助金(定員数に15,000円を乗じた額)を交付している。</li> </ul> <p>平成15年度 3,600千円(定員240人) 平成16年度 4,050千円(定員270人)</p> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在定員に乗じて一定額を一律に支給しているが、本来の目的である保育所運営に対する補助に改めるとともに、当町の厳しい財政状況を鑑み、補助内容の見直しを図るべきである。</li> <li>各保育所への一律補助は廃止し、欠員の生じている保育所への補助及び一定条件を設けた施設整備補助を検討する。</li> <li>一律の現金給付は見直し、その財源を「少子化対策」に対する新たな制度拡充に充てるべきである。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行制度を廃止し、運営費補助と施設費補助の2種類に分けた新制度を導入する。</li> <li>運営費補助は定数割れ(基準10%減)が生じた保育所のみに行い、補助額は減員児童数に12,000円を乗じた額とし、補助対象期間は2年間とする。2年間連続して定員割れが生じた保育所に対しては、定員の見直しを要請していく。</li> <li>施設費補助は新築、増改築、大規模修繕等の際に行い、補助額は、事業費から国・県・各種団体の補助金を控除した額の50%以内で予算の範囲内の額とする。(ただし、1,000万円を限度とする。)</li> <li>見直しにより削減された財源は、「乳幼児医療給付対象年齢引上げ」のための財源に充当する。</li> </ul>	補助金

28	補助金の 見直し	私立幼稚園運営費補助金の廃止 (平成18年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の私立幼稚園3園に対し、運営費補助として支給。 平成17年度対象 3園 補助額合計 300千円×3=900千円</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費補助として各園とも決算上、処理されているが、具体的な使途(修繕・その他の目的等)が不明。</li> <li>・交付根拠が明確ではない独自の現金給付である。</li> <li>・町単独の現金給付は見直し、その財源を「少子化対策」に対する新たな制度拡充に充てるべきである。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度より、廃止する。</li> <li>・見直しにより削減された財源は、「乳幼児医療給付対象年齢引上げ」のための財源に充当する。</li> </ul>	補助金
29	補助金の 見直し	就学援助費の見直し (平成18年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準要保護と認定された児童生徒に対して補助対象経費に上乗せして児童1人当たり3,500円、生徒1人当たり4,500円を準教科書費として支給。 平成15年度:対象者 573人 支給額合計 2,047,270円 平成16年度:対象者 618人 支給額合計 2,253,470円</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学援助費は学用品から給食費、修学旅行費など義務教育上学校でかかる費用について支給しており、更に上乗せ支給する必要は無いものと考えられる。</li> <li>・町単独の現金給付は見直し、その財源を「少子化対策」に対する新たな制度拡充に充てるべきである。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度より町単独支給分については廃止する。 (児童一人当たり3,500円 生徒一人当たり4,500円の削減)</li> <li>・見直しにより削減された財源は、「乳幼児医療給付対象年齢引上げ」のための財源に充当する。</li> </ul>	扶助費
30	補助金の 見直し	消防協会連合会助成金の廃止 (平成18年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員及びその家族の日頃の労をねぎらうため、毎年1月初めに行われる遠賀郡消防合同出初式終了後に「水巻町消防団慰労会」を開催。 平成15年度 500千円 平成16年度 500千円</li> <li>・郡内では当町のみ開催。</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当町の厳しい財政状況を鑑みると、慰労会に50万円という多額な助成金が支出されているが、廃止も含め検討する時期にあると考えられる。また、そのほとんどが飲食代に充てられることは町民の理解を得にくいと思われる。</li> <li>・地区ごとに地元分団を慰労していたが、地域に格差が生じていたため、これを解消するため当該団体が発足。しかし、既に初期の目的は達成している</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度より廃止する。</li> </ul>	補助金

31	補助金の見直し	消防団員家族奨励金の廃止 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防団員の家族の日頃の労をねぎらうため、消防団員1人につき2,500円の現金給付を行う。隔年事業。 平成16年度 220千円(88人分)</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火災等出動時には、費用弁償及び年報酬の支給があり、当該奨励金は少額ではあるが、個人に対する根拠の乏しい現金支給となっている。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度より廃止する。</li> <li>廃止に伴い削減された財源の一部は、「消防分団維持費の現状維持」のための財源に充当する。</li> </ul>	補助金
32	補助金の見直し	各種団体への補助金削減 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、区長会研修補助金、社会福祉協議会運営費補助金、農業用水管理組合維持補修助成金、経営改善指導費補助金、文化連盟補助金、体育協会助成金など様々な補助金・助成金が各種団体又は個人に対し支給されている。</li> <li>終期設定や廃止が決定しているものは、ごく僅かである。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当初の目的が達成されているものについての廃止も含め、全ての補助金に対し、必要性に応じた見直しを実施すべきである。 (調査対象:47事業)</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>方針として平成18年度の団体補助金等は10%以上の削減を行う。</li> <li>平成19年度以降は、新たに定める「補助金交付基準」に基づき事業ごとに客観的な評価を行い、交付額を見直す。</li> </ul>	補助金
33	補助金の見直し	新たな補助金制度の確立 (平成19年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治法第232条の2「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助することができる」との規定により当町においても様々な補助金を交付している。</li> <li>平成17年度 95件 204,559千円</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助の長期化</li> <li>高い補助割合</li> <li>低額、低率な補助金</li> <li>団体運営のための補助金</li> <li>曖昧な役割分担</li> <li>交付根拠の不備</li> <li>算定根拠の欠如</li> <li>制度的な課題として、「統一した交付基準がない」「情報公開などの透明性がない」「補助金に対するの評価・検証が行われていない」などが挙げられる。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水巻町が政策を実現するために重要である「補助金交付」という行政行為を公正・公平で効率的に運営できるシステムを平成18年度中に構築する。</li> <li>新たな補助金制度の構築及び様々な課題解決については「水巻町における補助金制度のあり方」を基本に進めていくものとする。</li> </ul> <p><b>新たな補助金制度5つの基本項目</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①補助金交付の根拠を明確にする。</li> <li>②町全体で統一した「補助金交付基準」を定める。</li> <li>③審査機関を設置し、公平な審査を実施する。</li> <li>④交付申請書と実績報告書の様式を統一する。</li> <li>⑤補助金の使い道を町民に公開する。</li> </ol>	補助金

水巻町集中改革プラン・行財政改革緊急行動計画 改善項目（3. 事務事業の見直し）

NO	区分	実施項目	現状・課題	改善内容・予定効果額	性質別歳出区分
34	事務事業の見直し	入札制度の見直し・公共工事費等の圧縮① [制限付一般競争入札への移行] (平成18年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事、業務の発注については、地方自治法及び当町財務規則により業者を選定している。入札方式は、「指名競争入札」で実施。</li> <li>・工事:130万円以上、業務:50万円以上</li> <li>・平成16年度実績 工事:79件 1,121,811千円 業務:18件 194,641千円</li> <li>・指名競争入札は、発注者が資力・信用のある業者を選定し、信用力のない不誠実な業者を排除できる。</li> <li>・地場企業育成にも貢献できる。</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指名競争入札は、指名過程において不透明さが指摘され、入札談合を助長しかねないという短所がある。</li> <li>・落札率の高騰を抑制することが必要である。平成16年度平均落札率:工事 95.7% 業務 93.8%</li> <li>・一般競争入札方式の導入を検討すべきである。</li> <li>・「電子入札」に向けた取り組みが必要である。</li> <li>・起債の圧縮により公債費を抑制し経常経費削減を図るべきである。また、公共下水道会計への繰出しを抑える必要がある。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落札価格の抑制を図るとともに、入札の競争性、透明性、公平性をより一層高めるため「制限付一般競争入札」を導入する。</li> <li>・「水巻町指名競争入札参加者選定委員会」を「審査委員会(仮称)」に改める。</li> <li>・設計金額2千万円以上の建設工事及び1千万円以上の業務委託のうち、「審査委員会(仮称)」において審議決定されたものを制限付一般競争入札の対象とする。</li> <li>・制限付一般競争入札の導入については、地場企業育成の観点から段階的な導入とする。一般会計、下水道会計を含め導入目標額は次のとおりとする。</li> </ul> <p>平成18年度導入目標額:工事・業務発注予定の10%程度 平成19年度導入目標額:工事・業務発注予定の15%程度 平成20年度導入目標額:工事・業務発注予定の20%程度 平成21年度導入目標額:工事・業務発注予定の20%程度</p>	普通建設費
35	事務事業の見直し	入札制度の見直し・公共工事費等の圧縮② [建設工事入札参加資格者登録の見直し] (平成18年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指名競争入札を実施するための業者登録制度を実施。建設工事5工種の業者を登録し、その他の業種は預かり業者として申請書を預かっている。</li> <li>・起工(起案)に基づき、登録業者・預かり業者の中から指名を行い入札に付している。</li> <li>・登録業者数 132社、預かり業者 875社</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出要領により登録要件を明示しているが、申請者の資格として建設業法第3条に規定する建設業の許可は義務付けているものの、同法第7条の規定による各営業所に配置すべき専任の技術者の確認を行っていないため、町内に本社あるいは支店を登記し、支店(営業所)は存在しても専任技術者の常駐の把握ができていないのが実態である。</li> <li>・一般競争入札への移行にともない、建設工事の適正な施工を図るため、国家資格や実務経験のある専任技術者の支店(営業所)への常駐が不可欠であるため、常駐を必須とすべきである。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度から登録申請者の登録要件に建設業法第7条遵守を明記し、受付後に実態調査を実施する。</li> <li>・登録後に虚偽の実態が判明した場合の罰則規定を設ける。</li> </ul>	普通建設費

36	事務事業の見直し	入札制度の見直し・公共工事費等の圧縮③ [単独事業経費率の見直し] (平成17年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町単独事業の単価・歩掛りは県の資料を基に作成し、経費率は国庫補助事業の経費と異なり、経費率30%を計上して工事費の積算を行っている。</li> <li>・平成16年度実績 単独事業費総額:470,000千円(一般会計分)</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事は民間に比べてコストが高いという批判があるとともに、行財政改革を推進していくためには公共工事のコスト削減に取り組む必要がある。</li> <li>・経費率の見直しは近年は行われていない。</li> <li>・事業費を圧縮することにより起債額を極力抑え、経常経費となる公債費を抑えることが必要である。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度内より町単独事業の経費率を5%引き下げる。ただし、下水道事業は補助事業のため従来どおりとする。</li> <li>・今後はこれまで以上に現地調査を充分に行い、安価な工法の採用、競争見積の徹底、地籍測量以外は職員で行うなど経費削減の徹底を行う。</li> </ul>	普通建設費
37	事務事業の見直し	入札制度の見直し・公共工事費等の圧縮④ [役務費・修繕料の見直し] (平成17年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路補修、側溝補修・浚渫・蓋上、道路及び河川の草刈などの維持管理事業については、経費率30%を計上し積算している。単価は県からの資料をもとに積算。</li> <li>・平成16年度実績 160,000千円(一般会計分)</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や河川の維持管理にかかる経常的な経費であり、コストの削減に取り組む必要がある。</li> <li>・経費率の見直しは近年は行われていない。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度内より町単独事業の経費率を5%引き下げる。また、役務単価(草刈及び浚渫)についても5%引き下げ、単価の見直しを行う。</li> <li>・現地精査及び競争見積の徹底、的確な指示と工事出来高の確認を徹底する。</li> </ul>	物件費
38	事務事業の見直し	入札制度の見直し・公共工事費等の圧縮⑤ [現場説明会・指名業者事前公表廃止] (平成17年度試行)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札を行うため入札参加業者を選定した後、日時及び場所を指定して、指名した業者を一同に集め現場説明会を実施している。現場説明会では設計図書や図面、仕様書、入札注意事項等の説明を行っている。</li> <li>・指名通知を行った後、直ちに指名業者の事前公表を行っている。</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場説明会は、指名された業者が一同に会するため、談合の温床となっているとの指摘がある。</li> <li>・指名業者に対して指名通知を行った後、直ちに指名結果の公表を行っていることも問題である。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場説明会は廃止する。ただし、共同企業体を結成する工事件件など町長が特に必要を認めた場合は除くこととする。</li> <li>・現在行っている指名業者の事前公表は廃止し、入札結果の公表に一本化する。</li> <li>・実施時期については、要綱等の改正が伴うため、議会への行政報告を行った後速やかに実施する。</li> <li>・平成17年度中に試行し、平成18年度から実施する。</li> </ul>	物件費
39	事務事業の見直し	入札制度の見直し・公共工事費等の圧縮⑥ [入札談合防止の取り組み] (平成18年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町が発注する建設工事に関し、建設業者に対して行う指名停止等の措置については「水巻町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」に基づき処分を実施している。</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の要綱に定めている指名停止要件は「事故等に基づくもの」「贈賄又は不正行為等に基づくもの」「契約不履行等に基づくもの」となっており、談合による不正行為や暴力団排除などを明記し、公共工事におけるより一層の公平性・透明性を図る必要がある。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の「指名停止等措置要綱」の規定の中に、入札談合等の不正行為に関する事項及び公共工事から暴力団との関係を排除する事項を盛り込んだ改正を行う。(中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準じた改正)</li> <li>・入札談合情報取扱要綱を新たに制定するための調査・検討を行う。</li> <li>・契約書約款に入札談合を行った際の違約金条項を明記する方向で検討する。</li> </ul>	物件費

40	事務事業改善	随意契約の縮小 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務規則により随意契約ができる場合の予定価格の制限及び契約の相手方の選定方法が定められている。</li> <li>・運用を誤ると契約の相手方の固定化を招き、競争性が低下するおそれがある。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政改革推進委員会の答申の中で、「随意契約はその運用に裁量の幅があり、結果として高い費用を支払うことにつながるため、随意契約の対象範囲を見直し、縮小されたい」との提案がなされた。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の競争性・透明性をより高めるため、答申にもあるように随意契約を縮小する。</li> <li>・財務規則では予定価格の制限などは規定されているが、事務手続きなどが明確にされていない。そのため早急にガイドラインとなる契約事務取扱要領(仮称)を策定する。</li> </ul>	物件費
41	事務事業の見直し	委託料の削減 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の管理に関する各種委託のほか電算関連委託など359件総額7億8,512万円</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計総額の1割程度を占めている委託料削減に取り組む必要がある。</li> <li>・削減に際しては委託内容を分類し、一定の削減方針を定めるべきである。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費的な委託料については5%以上の削減を実施する。</li> <li>・自治会に委託している公園の管理委託料も5%以上の削減を実施する。</li> <li>・50万円以上の業務発注は当町財務規則により入札を行うこととなっているため、平成18年度以降の契約については、特別な事情がない限り入札などにより、委託料の抑制を図るとともに、透明性を公平性を高めていくものとする。</li> <li>・同種の業務を各公共施設において、それぞれ個別に業者に委託しているものが存在するので、これをできるだけ同一事業者に委託し、経費の削減を図る。</li> <li>・公共施設の維持管理に関する清掃委託料等、広報配布手数料(委託)については別途個別に検討する。(再掲)</li> </ul> <p>※平成17年8月に実施された委託料監査による監査委員からの意見を真摯に受け止め、平成18年度以降は、監査意見を確実に実施する。</p>	物件費
42	事務事業の見直し	役場開庁時間の延長 (平成18年度検討)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「水巻町の執務時間を定める規則」「水巻町の休日を定める条例」に基づき、役場の開庁は土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日を除く日の午前8時30分から午後5時までとなっている。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民サービス向上の観点から開庁時間延長を検討する時期にきているものと考えられ、北九州市などでも実施している。</li> <li>・全庁的に時間延長を実施するのか部分的に実施するのか検討・調査が必要である。また何曜日に時間延長するのも検討する必要がある。</li> <li>・現在、休憩時間の45分を除くと1日の勤務時間は7.75時間となっており、8時間にするため15分の延長を行う必要がある。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度中の本格実施を前に、平成17年11月から週1回の開庁時間2時間延長の試行を実施する。</li> <li>・試行期間中は、各課において来庁者数、電話件数、証明書発行件数、届出書受理件数などのデータを収集し、本格実施時に開庁を必要とする課・係を決定する際の判断材料とする。</li> <li>・通常の開庁時間を午後5時15分までとする。</li> <li>・これらの実施時期等については職員組合と協議する。</li> <li>・現在実施している「お届け交付事業」については、開庁時間の延長によりお届け交付利用理由の多くを解消できるのであれば廃止を含め検討するものとする。</li> </ul>	—

43	事務事業の見直し	情報公開の推進① 会議録の公表 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の会議録は、議会だよりで公表しているが、附属機関等の会議録は公表していない。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最近では、議会会議録や各種審議会等の会議録をホームページで公開している市町村が増えている。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の会議録については、町ホームページで公表することを議会に協議する。</li> <li>・各種審議会など附属機関の会議録についても、町政運営の透明性を高めるため、町民の関心が高いものについては審議経過を町のホームページで公開する方向で当該附属機関に対して検討を依頼する。</li> </ul>	—
44	事務事業の見直し	情報公開の推進② 交際費の公表 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町長交際費と議会交際費については、情報公開請求に応じる形で公開しているが、広報等による積極的な公開は実施していない。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交際費の執行については、客観的な基準に従って支出されており、町民に対する説明責任を果たすためにも、積極的に公表すべきである。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町政運営における透明性を高め、町民の町政に対する理解と信頼を深めるため、町長交際費と議会交際費を公表する。</li> <li>・公表の方法は、広報紙(年1回)と町ホームページ(毎月)による方法とする。</li> </ul>	—
45	事務事業の見直し	情報公開の推進③ 行財政改革進捗状況の公表 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行財政改革の推進は、行革大綱の重点項目についてそれぞれの所管課が継続的に取り組んでいる。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行革の進捗状況について全庁的な点検・見直しの仕組みがないため、職員の意識低下を招いている。</li> <li>・行革の進捗状況について町民に公表していないため、補助金削減など改革に対する理解が得られにくい。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急行動計画案を町広報紙とホームページに公表し、町民の意見を反映する機会をつくる。</li> <li>・緊急行動計画の実施状況について、毎年点検を行い、その結果を全職員および議会に報告する。</li> <li>・緊急行動計画の実施状況について、広報紙とホームページで町民に分かりやすい形で公表する。</li> </ul>	—
46	事務事業の見直し	情報公開の推進④ 財政比較分析表の公開 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政状況の公表は、広報紙と町ホームページで公表している。</li> <li>・公表している情報は、予算、決算、予算の執行状況である。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経常収支比率や財政力指数など他の団体との比較分析表がないため総合的な判断ができない。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の財政状況が総合的に把握できる「財政比較分析表」を作成し、町民に分かりやすい形で提供する。</li> <li>・財政比較分析表は広報紙と町ホームページで公開する。</li> </ul>	—
47	事務事業の見直し	事務事業評価制度の導入 (平成19年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務事業の評価については、高齢者保健福祉計画や障害者計画、男女協同参画プランなど一部について行っているが、全庁的な取り組みは実施していない。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の成果や費用対効果などが十分に検討されないまま、事業を継続しているケースがあり、職員の意識改革が必要である。</li> <li>・事務事業について、町民による客観的な評価を行う仕組みが整っていない。</li> <li>・予算・決算と連動する事業評価システムの構築が必要である。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度から全庁的な事務事業評価制度を試行し、平成19年度から本格導入する。</li> <li>・事務事業の評価結果は、決算審査や予算編成時における説明資料として活用する。</li> <li>・事務事業の評価結果は、情報公開コーナーで閲覧できるようにするとともに、町のホームページで分かりやすく公開する。</li> </ul>	—

48	事務事業の見直し	職員提案制度導入 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に既存業務の事務処理は前例に従うものが多く、また国・県から新規に移管された業務については法令等に従い遂行。</li> <li>・事務事業の改善、効率化や地域づくりに関する研究を行いその成果を提案する制度として「職員自己能力の発揮及び増進活動に関する運営規程」がある。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の規程ではグループにより研究・提案を行うことになっており、職員個人による提案制度も検討すべきである。</li> <li>・事務改善提案を個人でも可能とすることで、職員の能力発掘や能力開発が図れるとともに、個々の士気の高揚が望まれる。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「職員自己能力の発揮及び増進活動に関する運営規程」をより充実させるため個人による提案等も認めるものとする。</li> <li>・担当業務を含め、行政全般についての提案制度を確立し、採択された案件については、予算措置等を行い、行政サービス向上に反映させる。</li> </ul>	—
49	事務事業の見直し	町民との協働体制の確立 (平成19年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種委員会・審議会等のうち、一般住民に参加を呼びかけるものもあるが、多くが各団体からの充て職的な人員配置となっている。</li> <li>・広聴業務の一環として、意見箱事業、中学生議会等により、住民の意見を一部行政に反映させている。</li> <li>・総合計画書策定時に、住民アンケート等を行い、内容に反映させている。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政は住民を支援し、住民は行政活動に積極的に参加し意見や提案を提出し、町行政に反映させる仕組みを確立させることが必要である。</li> <li>・行政がすべきことと、住民にできることを再度見直し、両者が自主独立の立場で共通の公共政策を役割分担しながら協力して遂行することが、今後より一層望まれる。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の行政に対する理解をより深めるため、行政・住民間の情報の共有化を推進する。</li> <li>・住民参画条例を検討し、あらゆる町政への参加促進や参加機会の拡大を図る。</li> <li>・各種計画書等の策定において、素案段階でのパブリックコメント制度を導入し、広く一般住民の意見を聴取し、反映させる。</li> <li>・現在行政が行っているが、住民が地域ぐるみの活動として行うことができるものを検証する。</li> </ul>	—
50	事務事業の見直し	各種協議会・審議会の見直し (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・附属機関等の設置等に関する要綱に基づき機関の設置・運営について基本的事項を定めおり、また個別に設置条例等を制定しその中で委員数を定めている。</li> <li>・附属機関数:47 委員数:定数605人 実数583人</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に設置されている附属機関等で、目的が既に達成されたもの、設置効果が乏しいもの及び他と類似又は重複しているものなどについては、廃止・統合を検討すべきである。</li> <li>・委員の重複が多くみられるとともに、平成19年からは議員数が4名削減(20%減)となるため、議会選出委員数を含め委員数の見直しを図る必要がある。</li> <li>・経常経費削減に向け、委員数及び会議開催数を必要最小限にとどめ、報酬及び費用弁償の削減を推進すべきである。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・附属機関及び協議会等の設置又は次回委員改選時においては次のとおりとする。</li> <li>・水巻町附属機関等の設置等に関する要綱第4条第1項第2号に規定する委員数を「20人以内」を「15人以内」に改めるとともに、同条に規定している女性委員の割合を30%以上にすることや4機関以上の重複禁止、通算12年以上の在任の禁止などに留意し、事務局となる主管課は同要綱を遵守すること。</li> <li>・平成19年の町議会議員選挙に伴う各附属機関等への委員選出については、議員数の削減による委員の重複を避けるとともに負担軽減を図ることから議員選出委員を20%以上削減する。</li> <li>・各附属機関等の委員については平成18年以降の委員改選時に20%の削減を実施する。</li> </ul>	人件費 物件費

51	事務事業の見直し	農業委員会定数の見直し (平成18年度)	<p>[現状] ・農業委員会委員は、農業委員会等に関する法律により、選挙による委員及び選任による委員によって組織することになっている。 ・現状は、町条例により選挙による委員10人のほか選任による委員4人(農協推薦委員1人、議会推薦委員3人)の14人の構成となっている。</p> <p>[課題] ・行政改革推進委員会の答申の中で、「農業委員会等に関する法律の改正により、選挙による委員の定数について下限が撤廃されたため委員定数の見直しを実施されたい」との提案がなされた。</p>	<p>[内容] ・現委員の任期満了(平成20年7月)にあわせて委員定数を削減する方向で検討する。</p>	人件費 物件費
52	事務事業の見直し	堀川水利組合の経費削減	<p>[現状] ・堀川水利組合は、中間市と水巻町で組織する地方自治法第284条に規定する一部事務組合であり、堀川水路に係る水利に関する事務を共同処理している。</p> <p>[課題] ・行政改革推進委員会の答申の中で、「堀川水利組合の議会議員の報酬及び特別職職員の給与など削減可能な支出がある。中間市との協議により、報酬・給与などの削減を行い、将来的には組合が所有する水利権をそれぞれの市町が継承することにより組合を解散する方向で検討されたい」との提案がなされた。</p>	<p>[内容] ・堀川水利組合が所有する水利権の分配が困難であり、現時点での廃止は難しい。しかし、組合議会議員の報酬及び特別職職員の給与を含めた経費削減は可能であるため、中間市との協議を行い、負担金の圧縮を図るものとする。</p>	補助金
53	事務事業の見直し	遠賀・中間地域広域行政事務組合への負担金圧縮	<p>[現状] ・遠賀・中間地域広域行政事務組合は、中間市と遠賀郡4町をもって組織し、7つの事務を共同処理する一部事務組合である。 ・共同処理する事務 ①老人福祉施設遠賀静光園に関する事務②し尿処理に関する事務③火葬施設に関する事務④ごみ処理に関する事務⑤消防本部及び消防署に関する事務⑥休日急病センターに関する事務⑦農業共済事業に関する事務</p> <p>[課題] ・行政改革推進委員会の答申の中で、「広域行政事務組合には多額の負担金を出しているが、同組合を構成する1市4町では、それぞれの自治体で行財政改革に取り組んでいる。その取り組みがより効果をあげるためにも広域行政事務組合の行財政改革に早急にとりくまれたい」との提案がなされた。</p>	<p>[内容] ・遠賀・中間地域広域行政事務組合を構成する各市町においては、非常に厳しい財政状況を乗り越えるため、それぞれ行財政改革の取り組みを行っている。当町は構成する自治体として、同組合に対して事務事業の見直しを含めた取り組みを求め、負担金の圧縮を図るものとする。</p>	補助金

54	事務事業の見直し	医療費通知の通知回数削減 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険、老人医療の被保険者に対し、支払った医療費などを該当世帯に毎月通知している。</li> <li>平成15年度発送件数 国民健康保険 35,547件(月平均2,962件) 老人保健 25,647件(月平均2,137件)</li> <li>平成15年度経費(国保、老人保健合計) 4,440千円</li> <li>国民健康保険では年間6回以上通知する場合、1件につき55円の調整交付金を受けることができる。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>根拠となっている「厚生省通知」において、通知内容については1ヵ月分から1年分をまとめたものでも良いことから、通知回数についても削減を図る必要がある。</li> <li>削減により医療費通知作成委託料及び郵送料、その事務量の削減に努め、一般会計からの法定外繰入れを圧縮すべきである。</li> <li>通知回数を年12回から6回程度に削減し、1ヵ月分を2ヵ月分まとめた通知にした場合でも、医療費の適正化や保険事業の健全運営に資するという本来の目的は損なわれないものと考えられる。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度から国民健康保険及び老人医療の医療費通知の通知回数は年6回とする。</li> <li>国民健康保険の場合、年6回以上通知すると調整交付金を受けることができるため、実質費用額が最も削減できる6回とし、老人医療分の通知もその効果を維持するため同じく6回とする。</li> </ul>	物件費
55	事務事業の見直し	国民健康保険優良健康家庭表彰の見直し (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯に属する全被保険者が、年度期間中に療養の給付を受けることなく、国民健康保険税を完納した家庭を健康家庭として、被保険者の世帯主を毎年表彰している。</li> <li>5年連続の健康家庭に対して特別表彰を行っている。</li> <li>表彰世帯:平成15年度 219世帯、平成16年度 210世帯 記念品料:1、2年目 1万円/3年目 3万円/5年目 6万円</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年々医療費が増加していることに伴い、国民健康保険税だけでは当会計は成り立たないため、一般会計からの法定外の繰入れを行っている。今後は徹底した経常経費の削減に取り組み、繰入金圧縮に努めるべきである。</li> <li>表彰制度は理解できるが、記念品の廃止又は額の見直しを検討すべきである。</li> <li>行革推進委員会の答申においても、「記念品は廃止されたい」との答申が出された。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度から記念品の贈呈を廃止することを国保運営委員会に提案する。</li> </ul>	物件費
56	事務事業の見直し	国保健康カレンダーの廃止 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年町の風景写真とともに健康に関する記事を使いカレンダーを作成し、年末に国保加入世帯に郵送している。</li> <li>実績:印刷製本費 150円/冊×6,500冊=975千円 郵送料 85円 ×6,200件=527千円</li> <li>単独事業であり必要経費年間1,502千円</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年々医療費が増加していることに伴い、国民健康保険税だけでは当会計は成り立たないため、一般会計からの法定外の繰入れを行っている。今後は徹底した経常経費の削減に取り組み、繰入金圧縮に努めるべきである。</li> <li>具体的な効果が見込めないものについては廃止を検討すべきである。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度から廃止する。</li> <li>印刷製本費、郵送料削減のほか臨時職員の業務削減。</li> </ul>	物件費

57	事務事業の見直し	乳幼児医療対象年齢の引上げ (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関にて受診する際、外来は3歳の誕生日まで、入院は就学前まで初診料を除いて自己負担なしで受診することができる。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外来についての乳幼児医療を就学前まで上げた場合、年間2千万円程度の負担増が見込まれるが、次世代育成支援という国及び町の施策を推進するためには有効な手段と考えられる。</li> <li>3歳までの外来分と就学前までの入院分については、県が2分の1を費用負担しているが、それ以外は町単費となる。</li> <li>遠賀町では平成15年度から、北九州市(所得制限有)も平成17年8月1日から外来についても5歳まで乳幼児医療を適用させている。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度中に乳幼児医療の適用年齢を外来分も就学前まで引上げる。実施時期は関係機関との調整などの準備期間を考慮し、平成19年1月とする</li> </ul>	扶助費
58	事務事業の見直し	在宅介護支援センターの見直し (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内に北部、中部、南部の3箇所設置している。在宅の高齢者やその家族に、介護などの相談や実態把握を行い、介護予防プランを作成したり、関係機関との連絡調整や申請手続きの代行などを行っている。</li> <li>年間実態把握件数: 約1,900件</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託料が国の基準を超えているため、適正な水準に見直すべきである。</li> <li>介護保険法の一部が改正され、平成18年度から業務の一部が新たに新設する地域包括支援センターに移行するため、在宅介護支援センターの設置数と委託業務の内容を検討する必要がある。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険法の改正に伴い、業務内容の見直しを行う。</li> <li>業務量の減少に応じて委託料を減額する。</li> </ul>	物件費
59	事務事業の見直し	配食サービスの見直し (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の一人暮らしの高齢者等に対し、栄養バランスのとれた弁当を宅配している。(週5回、夕食のみ) 年間約32,000食</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1食当たりの弁当400円に対し、自己負担額は300円で100円を町が負担している。</li> <li>利用者負担については、弁当にかかる材料実費分の負担とし、町はサービスを維持することに努めるべきである。</li> <li>平成17年度から配食回数を週3回から週5回に増やしたため、配食数が増えている。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度から配食サービスの自己負担額は1食あたり400円とする。(年間)32,000食×100円 = 3,200,000円</li> </ul>	物件費
60	事務事業の見直し	介護用品給付サービスの見直し (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の寝たきり高齢者等に対して、在宅介護を支援する介護用品として、紙おむつを提供している。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町独自の上乗せ給付がある。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険料階層区分第4段階の対象者に対する給付を廃止する。(年間) 60件 × 3,000円 = 180,000円</li> </ul>	扶助費

61	事務事業の見直し	生きがい活動支援通所サービスの見直し (平成17年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者などが、在宅での自立した生活を継続できるように、デイサービスセンターを利用して、ふれあいの場を提供している。</li> <li>対象者 22人 年間利用回数 約1,500回</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者が年々増え続けている。</li> <li>・平成16年度から県補助金が廃止された。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限られた財源で、出来るだけ多くの利用者にサービスを提供するため、介護保険法の改正にあわせて食事代を利用者の負担とする。</li> <li>(年間) 1,500回 × 390円 = 585,000円</li> </ul>	物件費
62	事務事業の見直し	生活管理指導員派遣サービスの見直し (平成18年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人暮らし高齢者などに生活管理指導員(ホームヘルパー)を派遣して、日常生活に関する支援・指導、家事に対する支援・指導などのサービスを行っている。</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法の改正により、平成18年度から介護予防給付が実施されることになったので、制度の見直しが必要である。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス対象者の要件を見直し、収入に応じた利用者負担額を徴収する。</li> <li>・委託単価を適正な水準に見直す。</li> <li>・高齢者保健福祉計画の見直しの中でサービスのあり方について検討する。</li> </ul>	物件費
63	事務事業の見直し	障害者入浴サービス事業の見直し (平成18年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問入浴、施設入浴の2種類のうち希望する入浴サービスの利用ができる。 H16年度 利用者数 3名、実績額 659千円</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設入浴は訪問入浴に比べ費用が割高である。また、訪問入浴は県費補助があるが、施設入浴は費用の全てが町単費である。(訪問入浴単価 8,040円/回、施設入浴単価 17,200円/回)</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問入浴によりほとんどの対象者への対応が可能と考えられるので、費用が割高である施設入浴は18年度より廃止する。</li> </ul>	物件費
64	事務事業の見直し	町及び議会交際費の削減 (平成17年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度は町交際費200万円 議会交際費180万円が予算計上されている。</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当町の厳しい財政状況を鑑みると、一層の削減を行う必要がある。</li> <li>・遠賀郡内でも町交際費は最低額であるが議会と併せて経常経費削減に取り組む必要がある。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度は町及び議会ともそれぞれ50万円の削減を実施する。</li> <li>・平成18年度以降も交際費支出基準に基づき、適正な支出に努めていく</li> </ul>	物件費
65	財政運営の適正化	町長専用車の廃止 (平成18年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町長専用の公用車として普通乗用車を配置している。</li> <li>・現在の町長専用車の初年度登録は平成10年である。</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行財政改革を推進する上で、町民等の理解を得るためには廃止を検討する必要がある。</li> <li>・現行のままでは、専用車であるため空いている時間においても職員が公務で利用することができない。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の町長専用車は平成17年度をもって廃止し、一般公用車を使用する。</li> <li>・運転手については、以前の正規職員を平成10年度から臨時職員、平成15年度からは個人委託へと経費の削減を図っており、民間委託よりも現行の個人委託の方が経費的にも効果が望めるため、現状のままとする。</li> </ul>	物件費

66	財政運営 の適正化	公用車の削減 (平成17年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度現在町が保有する公用車は58台(原付・小型特殊含む)</li> <li>普通車タイプ20台、軽自動車タイプ23台、マイクロバス4台、消防5台、原付7台、小型特殊3台。</li> <li>初年度登録から10年を経過する車両が32台あり、年々修理費が嵩んでいる。</li> <li>平成16年度維持管理費:6,139千円 平成17年度維持管理費:7,173千円</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>買い替え時にリースとし、経費を抑える検討を行うべきである。</li> <li>計画がないため、円滑な台数削減が困難な状況である。</li> <li>耐用年数を経過するものについては、安全面や燃費などに問題が出てくるため、計画的な買い替えを実施していくことが必要である。</li> <li>維持管理費(保険料・車検料等)の削減を計画的に削減すべきである。</li> <li>公用車管理について長期的な計画がないため、削減が困難である。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財政課が「公用車管理計画」を策定し、計画的な買い替えとともに総台数を削減していく。</li> <li>今後購入する車両は、軽自動車タイプを原則とし、価格面・環境面を考慮するとともに維持管理費を削減する。</li> <li>買い替えの対象は、当面初年度登録から15年を経過したものとする。</li> <li>リースを検討したが、10年を越える長期保有の場合、通算すると購入の方が効果があるとの結果がでた。</li> <li>平成17年度～20年度:14台廃車(町長専用車は除く) 6台購入</li> </ul>	物件費 補助費
67	財政運営 の適正化	公共施設 清掃委託等維持管理の見直し (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設10施設での清掃委託料が年間3,000万円を越えている。</li> <li>仕様書も統一されていないため、比較検討ができない。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設維持管理費を削減しなければ、使用料の値上げにつながるため、清掃委託料の削減が必要である。</li> <li>公共施設の維持に関して統一した方針がない。</li> <li>仕様書が統一されていないために、比較が困難である。</li> <li>各施設において委託内容の徹底した見直しが必要である。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本庁委託契約時の仕様書をもとに、財政課が統一した清掃委託契約の仕様書を作成する。</li> <li>委託内容を見直し、各施設の清掃委託料を平成17年度契約の20%削減を実施する。また、個人委託についても検討する。</li> <li>委託内容の中に「会議室の片付け作業」が毎日とされている施設が、4施設あるので、次年度からは会議室の片付けなど現状復帰は、職員及び利用者が行うことを徹底する。</li> </ul>	物件費
68	財政運営 の適正化	公共施設管理計画の策定 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、公共施設の維持補修については、それぞれの施設を管理している所管課でその状況に応じて行っている。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設は数十年の耐用年数があり、長期的な観点から維持管理を行う必要がある。</li> <li>大規模な改修・補修などについては、その費用が高額であるため、年次計画をたて実施すべきである。</li> <li>工事内容、工法、必要性、妥当性など専門的な知識が必要であり、その公共施設に配属になった事務職職員では、効果的な対応が不可能。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の長期的な機能・安全性などを確保するため、「公共施設維持管理計画」を建築士監修のもと平成19年度までに策定する。</li> <li>細微な設備の補修や緊急的な補修を除き、大規模な改修は当計画に沿って実施していくものとする。</li> <li>本来の機能と安全性を最低限確保しながら最も財政的に効果のあるものとし、計画的な改修・補修を実施していく。</li> <li>計画策定に際しては、学校施設の耐震診断等の実施も検討し、財源の確保についても十分に検討する。</li> </ul>	—

69	財政運営の適正化	エコオフィス化の推進 (平成18年度)	<p><b>〔現状〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>膨大な量の紙(コピー用紙・新聞・パンフレット・冊子等)が発生し、その多くがリサイクル体制の不備によりその多くが一般ゴミとして排出されている。</li> </ul> <p><b>〔課題〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ゴミの処理については、その処理料が発生するため、極力排出を抑えることが必要である。</li> <li>特に紙については、リサイクルの徹底とミスペーパーの裏紙利用を推進しやすい環境整備が必要となってくる。</li> <li>印刷機器のトナーといった消耗品も再利用を進める。</li> <li>電気やガソリンなどの燃料費についても環境に配慮し、削減を進める必要がある。</li> </ul>	<p><b>〔内容〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎各フロア及び公共施設にリサイクルボックスを設置し、紙類の再利用を推進する。</li> <li>冊子、新聞、ダンボールなどについては業者が回収しやすいよう搬出場所を定める。</li> <li>個人情報などに配慮しつつ、ミスペーパーは必ず裏紙も利用する。</li> <li>町が作成する冊子・パンフレットについてはその作成部数を精査し、余分に作成しない。</li> <li>庁舎内ネットワークを最大限活用し、ペーパーレスを目指して簡易な閲覧などはグループウェアで行う。</li> <li>電気の使用料削減と公用車の燃料費削減は別途検討し、推進する。</li> </ul>	物件費
70	財政運営の適正化	公共施設 光熱水費の削減 (平成17年度試行、18年度実施)	<p><b>〔現状〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>22施設で年間総額約8,000万円の電気使用料を支払っている。</li> <li>特に年間使用料が多いのは、庁舎、図書館、いきいきほーる、中央公民館、総合運動公園であり、公共施設の維持管理費の削減を図る必要がある。</li> <li>22施設 電気使用料合計 平成15年度 79,388千円(決算) 平成16年度 79,042千円(決算見込み) 平成17年度 81,964千円(予算)</li> </ul> <p><b>〔課題〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>夏期の空調による消費電力を抑える必要がある。</li> <li>各施設の空調の設定温度がまちまちであり、統一した方針が必要。</li> <li>町としても地球温暖化防止に向けた環境対策に取り組んでいく必要がある。</li> <li>冷房設定温度を上げるためには、ノーネクタイ制などによる執務環境に考慮する必要がある。</li> </ul>	<p><b>〔内容〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度は試行的に各施設の夏期空調設定温度を2℃上げる。また、冬期の空調設定温度は1℃下げることとする。</li> <li>平成16年度決算額の3%(230万円)以上の削減を目標とする。</li> <li>庁舎27℃ 中央・南部公民館26℃ いきいきほーる26℃ 図書館26℃(平成17年度夏期設定温度)</li> <li>男性職員のノーネクタイ制を実施(6/1～9/30)</li> <li>町民、議会への周知</li> </ul>	物件費
71	財政運営の適正化	公共施設 植木鉢借上げ削減 (平成18年度)	<p><b>〔現状〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎、中央公民館及び南部公民館の3施設のロビーに観葉植物を借上げて、定期的に手入れ等を行っている。</li> </ul> <p><b>〔課題〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の維持管理費削減のため、その効果が低いものについては削減していく必要がある。</li> <li>緑の空間は、訪れる方を和ませる効果があることは否めないが、3施設での年間契約料総額が725千円となっており、経常経費削減を図るうえでその必要性を検討する。</li> </ul>	<p><b>〔内容〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度から中央公民館、南部公民館は廃止する。</li> <li>庁舎については、平成18年度から町長室、議会を廃止し、1階ロビーのみ設置するものとするが、総数については削減する。</li> </ul>	物件費

72	財政運営の適正化	公共施設 新聞購読の削減 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設のロビーなどに日刊紙を置いて、来訪者などの待ち時間解消に対するサービスを行っている。</li> <li>庁舎(ロビー4紙、議会2紙)、中央公民館5紙、南部公民館4紙、いきいきほーる2紙、図書館9紙、計26紙。</li> <li>購読料年間1,094千円。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>来訪者の待ち時間解消の面から一定の効果があるが、5施設での年間購読料総額が1,094千円となっており、経常経費削減を図るうえでその必要性を検討する。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度から効率性の面から中央公民館、議会分は廃止し、庁舎1階ロビーに統合する。</li> <li>上記の見直しに併せ、南部公民館およびいきいきほーるの購読は廃止する。</li> <li>図書館については、その施設の性質上今回は現状のままとするが、9紙の必要性については検討する。</li> <li>現在26紙分1,094千円⇒平成18年度13紙分557千円</li> </ul>	物件費
73	財政運営の適正化	郵送料削減 年賀状の廃止 (平成17年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、関係機関や区長などに対し、年賀状を送付している。</li> <li>差出人は町・議会・中央公民館・南部公民館で、送付枚数は380枚。</li> <li>通信費18,750円 印刷製本費4,200円</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃止による削減効果額は少ないが、行財政改革を進めていくうえで費用対効果が明らかでない事務事業は廃止する方向で検討すべき。</li> <li>町長、議長の年頭の挨拶は、広報紙の新年号にて掲載している。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経常経費の削減、行財政改革の推進、虚礼廃止の観点から平成17年度から廃止する。</li> </ul>	物件費
74	財政運営の適正化	郵送料削減 会議通知の簡素化 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種審議会、協議会の開催にあたり「開催通知」を委員に送付しているが、通知文書を封筒に入れ送付している。</li> <li>審議会、委員会数46 委員総数558人 通知発送総数 約2,000通</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会議通知は基本的に「公印省略」の簡易的文書であり、個人情報も含まれていないため、郵送料及び封筒等の経費を削減するため、通知の簡素化を検討する必要がある。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経常経費の削減、行財政改革の推進の観点から会議開催通知は原則的にハガキによるものとする。</li> <li>効果額 郵送料80円⇒50円 年60,000円削減 封筒@7.3円×2,000枚 14,600円削減</li> </ul>	物件費
75	財政運営の適正化	郵送料等の削減③(圧着ハガキの活用) (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の保護等の理由により、定例・定期的な各種通知をハガキではなく封書により行っている。</li> <li>現行では電算等で大量に打ち出したものを折り、窓空き封筒に入れて発送している。</li> <li>定例・定期的な各種通知 52種類、年間7万通</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行では打ち出し→紙折り→封筒に入れるという手間がかかっているため、時間的にも効率的な方法を検討すべきである。</li> <li>圧着ハガキ方式の活用を検討し郵送料を削減すべきである。</li> <li>圧着ハガキを活用することにより単価の高い窓空き封筒の使用が減り、併せて印刷製本費も削減できる。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度の基幹系電算業務変更に伴い、定例・定期的な通知文書の様式を圧着ハガキに変更し郵送料・印刷製本費の削減を図る。</li> <li>カスタマーバーコードを印字することにより郵送料を削減する。</li> </ul>	物件費

76	財政運営の適正化	携帯電話の削減 (平成18年度)	<p><b>〔現状〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場を持つ建設課、下水道課、都市整備課などにおいては、携帯電話を契約し、使用している。</li> <li>・町長、議会事務局、建設課5台、中央公民館2台、都市整備課1台、産業課1台、生活環境課2台、福祉バス2台、社会教育課1台、河川敷1台 合計17台。そのほか下水道課2台、国保税1台。</li> <li>・平成16年度一般会計実績 17台 合計 772千円</li> <li>・平成17年度一般会計予算 17台 合計 842千円</li> </ul> <p><b>〔課題〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務上、卓上電話を使用する場合はほとんどであり、現場からの連絡や緊急時などに連絡をとる場合に使用していると思われるが、必要があれば個人所有の携帯電話にかけることにより、対応可能。</li> <li>・多くの職員が携帯電話を所有しており、公費による所有は必要最小限として経費削減を図る必要がある。</li> <li>・契約もまちまちで基本料金の設定もばらつきがある。</li> </ul>	<p><b>〔内容〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政課が一元管理を行い必要な部署への貸し出し及び必要とする場合の貸し出しを行うこととする。</li> <li>・一括契約により基本料金の圧縮と台数削減による経常経費圧縮を図る。</li> <li>・プリペイド携帯の導入も調査及び検討する。</li> </ul>	物件費
77	財政運営の適正化	冊子・パンフレット類外部発注の見直し (平成18年度)	<p><b>〔現状〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種計画書、事業報告書、統計資料等を作成し、計画的な事業の推進と効率化を図っている。</li> <li>・冊子やパンフレットなどの資料を作成、配布し、住民や関係団体への啓発や事業の理解を求めている。</li> <li>・平成16年度実績 4,532千円</li> <li>平成17年度予算 9,045千円</li> </ul> <p><b>〔課題〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部発注による印刷の場合、仕様の見直しにより経費の削減は可能。</li> <li>・印刷機器の性能向上により、ある程度のものには内部で作成ができるものと考えられる。</li> <li>・毎年又は定期的に作成する冊子類については、作成部数などの削減を図る必要がある。</li> </ul>	<p><b>〔内容〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書、冊子、パンフレット類の経常的な外部発注経費を20%削減する。</li> </ul> <p><b>〔方法〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の印刷機器類で印刷・製本の可能なものは外部発注しない。</li> <li>・レイアウト、内容を十分検討し、ページ数の削減を行う。</li> <li>・紙質を落とすとともに、カラー印刷を再考し、単色印刷を検討する。</li> <li>・電子データの配信、HPの活用及び配布先を十分精査し、作成部数を最小限に抑える。</li> <li>・業者選定にあたっては、競争原理を最大限に取り入れ、価格比較を行う業者数を増やす。</li> </ul>	物件費

78	財政運営の適正化	各種封筒の統一による経費削減 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b> ・財政課の管理する庁用封筒のほか9課で36種類の各種封筒を別途作成している。</p> <p><b>[課題]</b> ・発注枚数に大きなばらつきがあるため、同じ形状の封筒であっても単価に差がみられ、無駄が見受けられる。 ・町としての統一感がない。 ・それぞれに発注する手間と在庫管理を行わなければならない。 ・大量発送する納付書や通知書類の様式の違いから、特に窓開封筒の種類が多数あり、統一するためには、電算システムの変更が必要となってくる。 ・平成18年度に実施される「組織機構の見直し」により課名・係名が記載されている封筒の多くがそのままでは、使用ができない。</p>	<p><b>[内容]</b> ・経常経費削減のため、封筒単価を抑える方策として封筒の統一と一元管理による大量発注を実施する。 ・原則的には平成18年度より財政課の封筒作成に係る印刷製本費は一括管理とする。また、一括発注による入札、契約、在庫管理も併せて行う。 ・封筒様式の統一化については、関係部署による検討会を編成し、検討を行う。 ・変更時期は、平成18年7月の組織機構の変更に合わせるものとし、納付書の発送等は従来のもので対応することとし、それまでの在庫管理については、担当課で管理する。 ・文書書式の変更は、電算システムの変更作業の中で対処していく。 ・税、住宅使用料、保育料などの督促・催告書は、電算システム変更に伴い封書からハガキへの様式変更を行い、併せて郵送料の削減にも取り組む。(シールメーラー)</p>	物件費
79	財政運営の適正化	啓発物資・記念品等の見直し (平成18年度)	<p><b>[現状]</b> ・防犯キャンペーン、新成人用選挙啓発、選挙啓発、人権週間、水道週間、交通安全週間、障害者週間などにおける啓発用に物資を配布している。 ・平成16年度実績 1,566千円</p> <p><b>[課題]</b> ・啓発物資の配布や記念品の贈呈を行わなくても、効果を得られる方法を検討すべきである。 ・啓発活動を必要最小限の経費で行うために物資の配布を廃止できなかつた必要がある。</p>	<p><b>[内容]</b> ・平成18年度から防犯キャンペーン、新成人用選挙啓発、人権週間、交通安全週間、障害者週間での啓発物資は原則として廃止する。ただし、特に必要な場合は、ポケットティッシュ等安価なものとする。なお、ポスター掲示や広報紙掲載などによる啓発活動については継続実施。 ・下水道週間、緑の週間など物資を関係機関より無償提供を受けているものについては、当分の間は現行どおりとするが、町の負担金・分担金によるものであれば、構成市町村に対して負担金削減を申し入れを行っていく。 ・小中学校の卒業式及び成人式の記念品については、一人当たりの経費も高額ではなく一生の記念となるものとして継続するものとする。 ※小学校800円、中学校1,000円、成人式1,000円</p>	物件費
80	事務事業改善	小中学校の経費削減	<p><b>[現状]</b> ・町立小学校5校、中学校2校があり、学校管理費や教育振興費など小・中学校費の平成16年度実績は403,748千円となっている。</p> <p><b>[課題]</b> ・行政改革推進委員会の答申の中で、「小中学校についても行財政改革の趣旨を徹底し、経費削減を検討されたい」との提案がなされた。</p>	<p><b>[内容]</b> ・小中学校に対しては行財政改革の趣旨を徹底し、施設管理に伴う経費削減のほか効率的な学校運営を図るため教育委員会や学校などと十分協議していくものとする。</p>	物件費

81	財政運営 の適正化	冷水機撤去 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁者への飲料水の確保のため役場1Fに冷水機を設置している。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、飲料水の自動販売機を役場1階2階に設置しており、冷水機を利用する来庁者は少数である。</li> <li>・54,075円/年の保守管理費が必要であり、・公共施設の維持管理費の削減を図るべきである。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎1F・2Fに自動販売機を設置しているため、冷水機は廃止する。</li> <li>・設置当初は来庁者への飲料水確保が目的であったと思われるが、現在は1階・2階に牛乳・お茶等のパック飲料及びコーヒー・コーラ等の自動販売機を設置しており、利用者は皆無ではないが冷水機を撤去し、これに係る保守管理費を削減する。</li> </ul>	物件費
82	事務事業 の見直し	スポーツ大会出場立看板の 見直し (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の団体、個人がスポーツ大会で優秀な成績を収めた場合、庁舎内ロビーに立看板を設置している。</li> <li>・実績:平成15年度15件、平成16年度14件</li> <li>・看板作成料:1枚10,500円</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役場来庁者へのみ周知することは費用効果に疑問がある。</li> <li>・スポーツなどにおいて好成績を収めた者については、広報紙・HPにて周知の方が効果的であり、全世帯に対し情報提供を行えることから、看板設置については廃止を検討すべきである。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民がスポーツ大会などで好成績を収めた場合は、広く知らせることも大切であるとともに、本人たちの励みにもなることから継続する。</li> <li>・作成については庁内印刷機器を活用し、平成18年度から職員が作成し、経費の削減に努める。</li> </ul>	物件費
83	財政運営 の適正化	ふれあいガーデンティーサー バー廃止 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉会館1Fのふれあいガーデン(交流の場)にティーサーバーを設置している。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くつろげる雰囲気づくりの一環で行っているが、効果は明確ではない。</li> <li>・公共施設の維持管理費の削減を図るべきである。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉会館内に飲料水の自動販売機を設置しているため、持ち込みにより対応してもらう。</li> <li>・平成18年度よりティーサーバーを廃止し、サーバーのリース料、茶葉代(食料費)を削減する。</li> </ul>	物件費
84	事務事業 の見直し	コスモスマつり の見直し (平成17年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年10月に町の花「コスモス」にちなみ、みどりんぱーくと遠賀川河川敷で二日間にわたりイベントなどを実施。</li> <li>・これまで5回実施</li> <li>・平成16年度開催費用:11,156千円(うち補助金7,500千円)</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント経費として多額であるため、経費削減に取り組むべきである。</li> <li>・開催日数のほか抽選会、芸能人の公演といった内容なども見直しを図ることが必要である。</li> <li>・実行委員会方式であっても、町主催であるため「まちおこし」の機運の盛り上がりには欠ける。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度については、国の補助金が大幅に削減されたことも伴い、事業内容の見直しを実施し、規模を縮小する。</li> <li>※プロによるステージイベントの中止</li> <li>※抽選会の中止</li> <li>※ポスター、チラシ類の自主製作 など</li> <li>・住民主体のイベントへの移行を目指し、商工会などに対して主体的な参加を要請していく。</li> </ul>	物件費

85	事務事業の見直し	生涯学習だよりの見直し (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館イベントのほか文化サークル、図書館など生涯学習に関する情報などを提供するための広報紙として全世帯に配布している。</li> <li>・年3回の「生涯学習だより」と文化祭のプログラムを1回発行。計年4回。</li> <li>・ページ単価:単色1.5円 カラー1.77円 年間ページ数28ページ</li> <li>・平成17年度発行予定部数 13,000円/回</li> <li>・折込み手数料 130千円</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙として年3回の発行のため、情報提供の即時性に乏しい。「広報みずまき」がすでに掲載した内容などもあり、情報にも無駄がみられる。</li> <li>・印刷製本費についても「広報みずまき」に比較し、割高である。「広報みずまき」ページ単価:単色1円、カラー1.6円</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度から「生涯学習だより」を「広報みずまき」と統合し、情報の即時性の確保とともに掲載内容の重複を解消する。</li> <li>・統合することでページ単価圧縮ができ、印刷製本費削減が可能。</li> <li>・折込み手数料は全額削減が可能となる。</li> </ul>	物件費
86	事務事業の見直し	各課作成チラシの広報折込廃止 (平成17年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各部署で作成した講演会などの開催のお知らせや緊急的な事項に関する内容のチラシを折込み住民に周知をしている。</li> <li>・平成16年度実績:各課作成12種類、他団体持ち込み8種類</li> <li>・作成経費:231千円</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報の折込みであるため、情報周知の即時性からみると、広報に掲載した場合と同じである。</li> <li>・折込むことにより目立つという理由で作成している場合も見受けられる。</li> <li>・経費削減に取り組むわけであるから、緊急なものを除き、廃止を検討すべきである。</li> <li>・年々増加傾向にあり広報配布員の負担も増加している。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度から広報紙の折込みチラシは原則廃止する。</li> <li>・例外的に認めるものは次のものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①編集作業に間に合わなかった緊急情報</li> <li>②他団体から持ち込まれるもので住民に有意義なもの。</li> </ul> </li> </ul>	物件費
87	事務事業の見直し	町営住宅入居者選考委員会の見直し (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町営住宅入居者選考その他必要な事項について町長に具申することになっている。</li> <li>・開催は年3回の空家募集時の前後に行われ、年6回開催。</li> <li>・委員数7名 予算額:報酬、費用弁償 計141千円</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申し込みに際しては、入居者の資格が所得や居住要件など詳細に定められており、困窮度などについても公正な基準が定められているため、恣意的に決定することはできない。</li> <li>・事務局からの報告事項がほとんどであり、委員会を開催し、意見を聴く必要性が薄らいでいる。</li> <li>・入居決定は基準を満たし、抽選により公平性を確保し行っているため、当委員会の廃止を検討すべきである。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者機関を廃止することにより町が独断で入居を決定するという誤解が生じる可能性があるため存続する。</li> <li>・開催数を年6回から年3回に削減する。</li> <li>・委員数の削減を検討する。</li> </ul>	人件費 物件費

88	事務事業の見直し	日蘭中学生交流事業の見直し (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成8年から開始された事業で、オランダ国ノルドオーストポルダー市の中学生生徒による相互ホームステイを実施。今年で10年目を迎える。</li> <li>平成16年度事業額:5,446千円(渡航)生徒10人、引率2人</li> <li>平成17年度事業額:3,253千円(受入れ)</li> <li>渡航する際の個人負担6万円</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>10年経過し、一定の効果はあったが、この財政状況では従来の規模、経費での継続は困難であるため、内容も含めて改善策を検討すべきである。</li> <li>渡航時の自己負担額が必要経費に比べ少ない。</li> <li>来町したときに歓迎会・送別会を開催し、交流の場を提供しているが、全額を税金で賄うのは望ましくないため、町からの出席者については参加費の徴収を検討すべきである。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度、20年度の事業(渡航)については、自己負担額を6万円から8万円に増やすとともに、旅行代理店との経費削減交渉のほか事業内容を精査し、10%程度の経費削減を実施する。</li> <li>来町時に実施している歓迎会とお別れパーティは簡素化し、出席者から参加費を徴収することにより、経費の削減を図る。</li> </ul>	物件費
89	事務事業の見直し	公園の見直し (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町全体に占める公園面積の割合が大きく、多額の管理費を要している。</li> <li>少子高齢化の進展により利用者は減少傾向にある。</li> <li>公園数:79 総面積:585,403㎡(平成17年4月1日現在)</li> <li>人口一人当たりの公園面積:14.9㎡ 類似団体:10.0㎡</li> <li>芦屋町17.0㎡、岡垣町2.4㎡、遠賀町13.1㎡、中間市5.6㎡</li> <li>平成16年度公園管理費実績 24,896千円</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の公園の必要性を再確認し、数・規模の適正化を図るべきである。</li> <li>高齢化により各地区での公園管理体制の維持が困難となってきた。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度より公園の利用状況の調査、各地区の意向調査、避難場所の見直し等を行い、公園の整理統合することにより管理費の削減を図る方策を検討していく。また、管理について地域住民との協働体制の確立も併せて検討する。</li> <li>「公園適正配置計画(仮称)」の策定等により、計画性のある公園配置を実施する。</li> <li>用途廃止を行う場合は、跡地を有効活用し歳入の拡大に努める。</li> </ul>	物件費
90	事務事業の見直し	全国公営住宅火災共済保険の解約 (平成17年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国公営住宅火災共済保険に猪熊町営住宅が加入している。</li> <li>年間掛金 160千円</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度より住宅火災共済は火災が発生した場合、公共賃貸住宅の機能維持という目的に沿って、修復しない場合には給付金を給付しないと改正された。</li> <li>猪熊町営住宅は用途廃止を決定しており、建替えは行わない。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度から全国公営住宅火災共済保険を解約する。</li> <li>火災が発生した場合、他の町営住宅への転居を行う。</li> </ul>	補助費

91	事務事業の見直し	まちづくり懇話会の廃止 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性を生かし、快適なまちづくりを推進するために「まちづくり懇話会」を設置し、提案をしてもらう。</li> <li>・平成5年から実施。委員10人以内。任期2年。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで4期開催したが第1期から第3期までの提言書は、施策に十分活用がされなかったが、各世代の町民が町について討議したという一定の役割は果たした。</li> <li>・今後は新たな住民参画の手法を検討すべきである。</li> <li>・事業費についても2年間で委員報酬のほかアドバイザー謝礼、提言書作成委託料といった経費で2,000千円程度が必要となり費用対効果などを勘案し、その在り方自体を検討すべきである。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度から廃止する。</li> <li>・まちづくりに対し新たな住民参画制度を検討していく。</li> </ul>	人件費 物件費 補助費
92	事務事業の見直し	広報配布委託単価の見直し (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「広報みずまき」(年24回発行)及び「議会だより」「生涯学習だより」(年4回発行)、ゴミ収集カレンダー、人権啓発冊子(年1回発行)などの刊行物を11人の配布員と委託契約を行い、全戸に配布している。</li> <li>・平成17年度予算: 広報みずまき配布手数料 4,195千円 ゴミ収集カレンダー配布手数料 173千円 人権啓発冊子配布手数料 173千円 「生涯学習だより」「議会だより」は広報みずまきに折込むため無料で配布をお願いしている。</li> <li>・配布手数料単価については5年毎に改定している。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度は単価改定の年にあたるため、現行の見直しを実施することになっているが、経常経費削減を図ることから単価引き下げを検討する必要がある。</li> <li>・配布単価は、密集地区10.6円、一般地区13.2円、集落地区15.8円となっているが、当町の特徴として集合住宅が多く集落地区とのバランス等も含め検討する必要がある。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度の単価改定において総額で5%の削減を実施する。</li> <li>・現行の3地区の単価配分やバランス等を含め、適正な単価設定を検討する。</li> <li>・水道検針員委託料との整合性も考慮に入れる。</li> </ul>	物件費
93	事務事業の見直し	母子寮の見直し	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子支援施設として現在9世帯が入居しているが、郡内からの居住者は皆無である。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所の措置権が県にあるため、広域的な施設運営は難しい。</li> <li>・建物本体(木造)が老朽化しており、民間運営に移行するためには、施設の改善が必要である。</li> <li>・施設の運営費が措置費だけでは不足するため、年間約800万円の一一般財源を投入している。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般財源の投入額をどれだけ圧縮できるか、また、現状のままで民間運営が可能かどうかについて検討する。それらが困難な場合は、県と廃止に向けた協議を行う。</li> </ul>	人件費 扶助費 物件費

水巻町集中改革プラン 改善項目（4. 業務の委託）

NO	区分	実施項目	現状・課題	改善内容	性別歳出区分
94	業務委託	<p>町立保育所業務委託・指定管理者制度導入 (平成18年度・平成20年度)</p>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所事業については、児童福祉法に基づき保育に欠ける児童の保育施設として、町立保育所(2か所)及び私立保育所(3か所)で実施されている。</li> <li>・町内における保育所の概要(平成17年4月1日現在) <ul style="list-style-type: none"> <li>町立 第1保育所(定員:70人、入所児童数65人)</li> <li>町立 第2保育所(定員:90人、入所児童数102人)</li> <li>私立 水巻みなみ保育所(定員:60人、入所児童数69人)</li> <li>私立 水巻北保育所 (定員:90人、入所児童数65人)</li> <li>私立 水巻吉田保育園 (定員:120人、入所児童数131人)</li> </ul> </li> <li>※定員総数 430人(町立 160人、私立 270人)</li> <li>待機児童数 0人</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行革大綱に掲げられた「町立保育所運営の効率化」に沿って検討した結果、平成17年度をもって旧第2保育所を廃止した。</li> <li>・今後も「民間にできることは民間に」の観点から保育所のあり方については、指定管理者制度の導入を含めた委託の検討を行う必要がある。</li> <li>・町内には実績のある私立保育所も多くあり、民間活力を最大限活用すべきであるとともに、行政と住民(民間)と協働でまちづくりを進めることが重要である。</li> </ul>	<p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度より第1保育所の保育事業を委託する。委託に際しては、その実績などを考慮した委託先を選定することとし、保育サービスの質・量を確保しながら民間活力の導入を図るものとする。</li> <li>・保育行政の一部を民間に委ねることになるため、評価体制を整備し、課題点の抽出を行い、解決に向けた取り組みを実施する。</li> <li>・第1保育所を2年間業務委託し、その効果などを踏まえ平成20年度に第1及び第2保育所の2園について指定管理者制度を導入する。</li> <li>・委託や指定管理者制度導入の受託者に対しては、最大限地元雇用を行っていただくよう申し入れ、「雇用拡大」と「住民との協働」を推進していくものとする。</li> </ul>	<p>人件費 物件費</p>

95	業務委託	学校給食業務の委託化等 (平成22年度～)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内5つの小学校において、自校直営方式で給食調理業務を行っている。</li> <li>・一日食数:1,759食(児童分) 年間給食日数:186日</li> <li>・給食調理員:正規職員のみでは調理業務が行えないため、同程度程度の長期・短期臨時職員を雇用している。</li> <li>・職員12人、長期臨時2人(欠員補充、産休代替)、短期臨時11人</li> <li>・年間人件費総額:87,864千円(平成17年度予算・臨時職員賃金を含む)</li> <li>・中学校給食は未実施</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全校が自校直営方式による給食調理業務のため人件費による財政的負担が大きい。</li> <li>・行革大綱においても「学校給食のあり方」についてはコスト削減に向けた取り組みを行うことになっており、民間委託などコスト削減に向けた検討を早急に行うべきである。</li> <li>・人件費(臨時職員賃金含む)</li> </ul> <p>平成14年度 109,319千円 平成15年度 98,687千円 平成16年度 98,227千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童数の推移</li> </ul> <p>平成14年度1,935人 平成15年度1,869人 平成16年度1,796人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人あたり年間調理コスト</li> </ul> <p>平成14年度 56,495円 平成15年度 52,802円 平成16年度 54,692円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化の進行による児童数減少とともに、将来的な中学校給食を含めた検討も必要である。</li> <li>・多くの臨時職員を雇用しているが、不安定な雇用形態のため安定的な人員の確保・配置など労務管理に苦慮しているとともに、安定した雇用の場を確保することも必要である。</li> <li>・近隣自治体の多くも委託化又はセンター方式によるコスト削減に取り組んでいる。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校給食の導入を含め、将来的な学校給食のあり方について、最も効率的で、より住民負担の少ない方法を調査・検討する。(自校方式・センター方式の別など)</li> </ul> <p>①小学校給食について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前述の調査・研究結果を尊重するものとするが、それまでの間は、段階的に民間委託を進めるものとする。</li> <li>・民間委託の実施時期については、職員の退職者不補充による移行が、最も円滑に実施され则认为られるが、保育所の委託に伴う給食調理員の小学校への異動を考慮し、平成22年度に2校、平成24年度に3校を委託する。</li> </ul> <p>②中学校給食について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前述の調査・研究結果、導入が決定次第、効率性や費用対効果面を十分考慮した方法により、速やかに実施するものとする。</li> </ul>	人件費 物件費
96	業務委託	学校用務員の委託化 (平成19年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7つの小中学校に6人の職員を配置し、校地・校舎の管理に必要な軽作業や校門・校舎等の開閉、文書物品の送達・連絡のほか校長に特に指示された校務などを行っている。</li> <li>・人件費</li> </ul> <p>平成15年度 46,472千円、平成16年度 47,109千円、平成17年度 48,043千円</p> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「民間にできることは民間に」という観点から学校用務員業務の委託化を検討し、人件費抑制を図る必要がある。</li> <li>・用務員の職種変更や配置転換を行い、新規採用の抑制を図る必要がある。</li> <li>・配置転換等が生じることを考慮し、早期に職務内容を具体化する必要がある。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校用務員業務については、平成19年度から段階的に民間委託とする。</li> <li>・職員は職種変更等により、配置転換を行う。配置先については、現業職で配置可能な業務及び一般職への職種変更などが想定されるため、早期に受け入れ体制を整備して研修など実施する。</li> <li>・学校側に対しても一定の協力をお願いする。(校門の開錠など)</li> </ul>	人件費

97	業務委託	電話交換業務の委託化 (未定)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電話交換業務及び館内放送を2名体制で行っている。基本的には正規職員2名で行っているが、休暇等により正規職員と臨時職員で対応している。</li> <li>一日平均の電話本数約500本</li> <li>人件費(臨時職員賃金含む)</li> </ul> <p>平成15年度 9,263千円、平成16年度 9,071千円、平成17年度 11,943千円</p> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「民間にできることは民間に」という観点から電話交換業務について委託化を検討するとともに、ダイヤルイン着信方式も検討し、人件費抑制を図る必要がある。</li> <li>職種変更等が可能であるか十分に考慮し、それに応じた研修等を実施する必要がある。</li> <li>電話交換手の職種変更や配置転換を行えるのであれば、新規採用の抑制を図ることが可能である。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電話交換業務の委託化については可能であり、委託した場合には一定の削減効果は見込むことができる。ただし、正規職員の職種変更等の体制整備が不可欠となる。そのため実施時期については現段階では未定とする。</li> <li>電話交換機及び電話機のハード入れ替えによって「ダイヤルイン着信方式」導入によって現行の電話交換業務を廃止することも可能である。この場合は、交換手を通さずかけたい部署に直接つながる効果はあるが、代表局番に電話が多くかかってくるため、その部署(総務課など)の職員が結局交換手業務を行うことが懸念される。実際、近隣自治体においても電話交換業務をダイヤルイン方式に変更したが、そのような理由で電話交換業務を復活し、業務を民間委託としている所もある。</li> </ul> <p><b>※参考</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電話交換業務民間委託 3か年効果額:22,222千円</li> <li>ダイヤルイン着信方式 3か年効果額:26,905千円</li> </ul>	人件費 物件費
98	業務委託	中央公民館・南部公民館 貸出業務の委託化推進 (平成19年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央公民館、陶芸室、南部公民館等の事業について、担当職員が企画立案、運営等を行うとともに、各施設の利用に伴う予約受付から使用料領収、鍵受け渡しまでの施設貸出業務全般を行っている。</li> <li>担当職員の配置は次のとおり 中央公民館・・・正規職員3名、その他職員4名 南部公民館・・・正規職員1名、その他職員4名 生涯学習支援センター・・・正規職員1名、その他職員4名 (生涯学習課生涯学習係・・・正規職員4名)</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施設において企画・運営・管理業務を行っており、連絡調整に時間を要するため非効率である。</li> <li>事務機構及び業務内容を見直し、分担することで職員数の削減が見込まれる。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度の機構改革により、生涯学習課、中央公民館、生涯学習支援センター及び南部公民館を統合し、職員数を2名削減する。</li> <li>平成19年度に、中央公民館及び南部公民館の貸出業務を民間委託とし、正規職員、コーディネーター等を生涯学習課職員とともに1事務所内に集約し、企画立案や事業運営等に効率的に取り組む。</li> <li>平成21年度の指定管理者制度の導入に向け、調査・研究を行う。</li> </ul>	人件費 物件費
99	業務委託	総合運動公園 貸出業務の委託化推進 (平成19年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会体育関連施設の利用に関する予約受付、使用料領収、鍵受け渡し等の施設貸出業務について、体育事業の企画立案、運営とともに、スポーツ振興係職員等が行っている。</li> <li>町民体育館の施設管理、テニスコートの予約受付等業務は既に委託を行っている。</li> <li>スポーツ振興係職員・・・正規職員3名、その他職員3名</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施設において企画・運営・管理業務を行っており、連絡調整に時間を要するため非効率である。</li> <li>関連施設民間委託を一括して契約することで、経費及び職員数の削減を図るべきである。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多目的グラウンド、猪熊・吉田グラウンド、水巻中学校ナイター、体育センターの予約受付、使用許可証発行、使用料徴収業務などを民間委託し、正規職員、臨時職員各1名を減員する。</li> <li>委託は、照明管理やグラウンド整備等も含め、受付時間帯に常時2名程度常駐できる形で契約事項に入れる。</li> <li>平成21年度の指定管理者制度の導入に向け、調査・研究を行う。</li> </ul>	人件費 物件費

水巻町集中改革プラン 改善項目（5. 歳入の確保）

NO	区分	実施項目	現状・課題	改善内容	性質別歳出区分
----	----	------	-------	------	---------

100	歳入確保	町税等の徴収率向上対策 (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の経済情勢の悪化の影響で滞納税の増加が顕著である。</li> <li>・抜本的な徴収強化に向けた取り組みとして分割納税についても口座振替を可能とするとともに不履行者へは差押等の法的処分を強化するなど、町税全般の滞納整理を試みたが、滞納繰越分については徴収率が若干好転したものの、近年における電話加入権料、地価下落による不動産競売配当の落ち込み等、従前の差押による換価が困難となっている。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度滞納分の調定額は5億4447万円、平成17年度は5億6823万円と増加してきており公平が原則である「税」の本質が損なわれてきており、抜本的な徴収体制の整備が必要である。</li> <li>・滞納支援システムを完全活用させるための計画を策定し、町税全般に対する滞納整理の抜本的改善を図っていかなくてはならない。また、法的処分の方法について最大限の効率化を目指し、差押物件の拡充、処理方法の単純化等を研究し、経済情勢にも柔軟に対応できる滞納処分の構築が必要である。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・抜本的な徴収計画の策定</li> <li>・平成19年度現年度徴収率を97.5%。滞納繰越分徴収額を平成16年度徴収額の40,000千円増額を目標とする</li> <li>・2年間程度国税の徴収専門OB等を配置し、徴収・処分作業の陣頭指揮をとってもらい、高額滞納者の処分(新しい差押債権の開拓から不動産の公売まで)を視野に入れた徴収・処分マニュアルを構築し、年々増加する滞納額を2～3年で減らす。</li> <li>・国税OB人件費 約4,607,052円/年</li> <li>・目標徴収率 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度 (現年97.20% 滞納分18.07%) △4,607千円(国税OB人件費)</li> <li>平成19年度 (現年97.50% 滞納分20.21%) △4,607千円(国税OB人件費)</li> <li>平成20年度 (現年97.50% 滞納分22.37%)</li> <li>平成21年度 (現年97.50% 滞納分22.37%)</li> </ul> </li> </ul>	歳入
101	事務事業改善	農地の適正な課税	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税法上農地(田・畑)で認定されている土地が農地法による転用許可がなされた場合、その翌年の1月1日の現況により課税することになるため、現地確認を行い地目認定を行っている。</li> <li>・農地転用の手続き等を経ず、農地を農地以外の用途に使用している場合には、農地法の転用許可にかかわらず、宅地又は雑種地としての認定を行い、現況による課税を行っている。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政改革推進委員会の答申の中で、「耕作放棄された農地について農業委員会と協議のうえ現況地目による適正な課税を行い、税収の確保を図りたい」との提案がなされた。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地として課税されている土地が実際には耕作放棄されているものについては、適正な課税に努めるものとする。</li> </ul>	歳入

102	歳入確保	国民健康保険税の見直し	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険制度は、被保険者の病気、出産などに関して必要な保険給付を行い、生活の安定を図ることを目的とした相互扶助制度であり、保険給付を行うための財源の半分は被保険者から納めてもらう保険税が主体となっています。</li> <li>保険税の算定は、支出予定額から保険税賦課総額を見込み、それを所得や被保険者数で按分する。</li> </ul> <p>国民健康保険税は、所得などの被保険者の負担能力に応じた応能負担と、世帯当たり・被保険者一人当たり一定額の負担をもとめる応益負担の二つの負担の合計額となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療分：応能割(所得割9.4%、資産割26.0%)        応益割(均等割17,500円、平等割21,000円)</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和63年の改定以降、17年間税率等の見直しを行っていない。</li> <li>基金繰入金などを除く単年度収支では多額の赤字となっており、そのため一般会計から繰入れを行っている。</li> </ul> <p>平成15年度 収支:-80,288千円 繰入金:60,000千円        平成16年度 収支:-163,596千円 繰入金:80,829千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>郡内に比べ応益分(均等割と平等割)の金額が低いため、その分の見直しを検討する必要がある。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険事業の健全な運営を行い、一般会計からの繰入れを圧縮するために税率の見直しを行うものとする。</li> <li>税率の見直しについては国民健康保険運営協議会での審議によるものとする。</li> </ul>	歳入
103	歳入確保	町営住宅使用料の見直し (平成19年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅法及び住宅地区改良法に基づく町営住宅、共同施設を設置している。</li> <li>●公営住宅 野間(20戸)、いわげ(20戸)、猪熊(82戸)        吉田(194戸)、二(124戸)</li> <li>●改良住宅 吉田(604戸)、高松(738戸)、鯉口(220戸)        戸数合計 2,002戸</li> <li>公営住宅については平成10年度に使用料算定基準が全国的、全面的に見直しが行われたが、改良住宅については平成3年度以降見直しがなされていない。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度に公営住宅法の使用料算定基準の一部改正が行われたこともあり、公営・改良住宅の使用料を見直す必要がある。</li> <li>税法改正に伴う老年者控除の廃止などで家賃算定基礎となる所得額の上昇が懸念されるため、住宅使用料の見直しに際しては高齢者や低所得者に対しても負担増となることから、減免制度の拡充を並行して導入する必要がある。</li> <li>入居者に対しては法改正の趣旨などを十分に説明することが必要である。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅と改良住宅では、住宅使用料の算定方法が異なるが、同程度の改定率となるよう見直しを行う。</li> <li>低所得者に対しては、大幅な負担増とならないように減免制度の拡充についても検討する。</li> <li>新たな町営住宅使用料の適用は平成19年度中とする。</li> </ul>	歳入

104	歳入確保	町営住宅駐車場使用料の見直し(平成18年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の使用料 1区画1,000円/月 管理区画数1,133台</li> <li>近隣駐車場</li> <li>町営駐車場(梅ノ木・古賀団地・新生街)4,400～4,532円</li> <li>県営住宅駐車場(おかの台・古賀・頃末)3,000円</li> <li>公団梅ノ木団地駐車場4,200円</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の使用料の制定は、平成3年度二団地駐車場整備完了時の金額であり、駐車場整備がすべて完了した今、近隣駐車場と比較し適切な使用料金を検討する必要があると考えられる。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用料の改定</li> <li>平成18年10月に2,000円/月 平成19年10月に3,000円/月と改定していく。</li> <li>住民負担が伴うものであるため、十分な住民周知を行い段階的に駐車場使用料の改定を実施する。</li> </ul>	歳入
105	歳入確保	東水巻駅駐車場の有料化(平成18年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東水巻駅及び駅前公園の利用者のため26台分(普通車23台、軽自動車3台)の駐車場を整備し無料開放している。</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当町の厳しい財政状況を鑑みると、既存の歳入に頼ることなく、新たに歳入創設が必要であると考えられる。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町有地の有効利用を歳入確保の観点から駐車場使用料徴収の方向で検討する。</li> </ul>	歳入
106	歳入確保	広報の有料広告(平成18年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月2回水巻町の各世帯に無料配布され、町の話題など様々な情報を提供している。</li> <li>平成16年度年間発行部数 303,950部</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当町の厳しい財政状況を鑑みると、既存の歳入に頼ることなく、新たに歳入創設が必要であると考えられる。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月水巻町の各世帯に配布される広報紙に有料広告を掲載し広告料をとることにより、歳入拡大に努める。</li> <li>広告スペース 2枠 広告料1枠20,000円/月 広告掲載内容に基準を設ける。</li> <li>町内業者育成のため広告掲載に優先順位を設け、町内業者を優先し掲載させる。</li> </ul>	歳入
107	歳入確保	ホームページの有料広告(平成18年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水巻町ホームページは、町の話題など様々な情報を提供しており、アクセス数は月平均12,000件を超え、町内外者に定着している。</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当町の厳しい財政状況を鑑みると、既存の歳入に頼ることなく、新たに歳入創設が必要であると考えられる。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月水巻町ホームページに有料バナー広告を募集広告料をとることにより、歳入拡大に努める。</li> <li>広告スペース 5枠 広告料1枠10,000円/月 広告掲載内容に基準を設ける。</li> <li>町内業者育成のため広告掲載に優先順位を設け、町内業者を優先し掲載させる。</li> </ul>	歳入

108	歳入確保	福祉バスの有料広告 (平成18年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設を巡回するバスを運行しており、公共施設を利用する高齢者等の利便性を高め、社会活動への参加の促進を行っている。</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当町の厳しい財政状況を鑑みると、既存の歳入に頼ることなく、新たに歳入創設が必要であると考えられる。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内を巡回している2台の福祉バスの車体の側面および後方面に有料広告を募集する。</li> <li>広告スペース 3枠 広告料1枠3,000円/月 広告掲載内容に基準を設ける。</li> <li>町内業者育成のため広告掲載に優先順位を設け、町内業者を優先し掲載させる。</li> </ul>	歳入
109	歳入確保	町営墓地使用料の見直し (平成18年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の使用料2,000円/年 80区画</li> <li>年間維持管理費216,535円(平成16年度)</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者に費用負担を求める受益者負担の考えから、最低墓地の維持管理費程度の歳入が確保できる使用料が必要である。</li> <li>これまでの維持管理については、年2回の草刈を行っていたが要望もあり草刈回数を増やす必要がある。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間の使用料を平成18年度に、2,000円から5,000円へ改定</li> <li>維持管理費を基に使用料を算出</li> </ul>	歳入
110	歳入確保	電位治療機器の有料化 (平成18年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電位治療機器(ヘルストロン)がいきいきほーるに5台、南部公民館に2台、障害者福祉センターに2台設置され、無料で使用されている。</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当町の厳しい財政状況を鑑みると、既存の歳入に頼ることなく、新たに歳入創設が必要であると考えられる。</li> <li>現在無料でサービスを提供しているものを、受益者負担の考えから使用料を算出する必要があると考えられる。</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電位治療器の有料化</li> <li>1回20分100円とする。</li> <li>リース料 1台につき10千円/月</li> <li>現在のヘルストロンを廃止し、コインタイマー設置可能な電位治療機器のリースを行い設置する。</li> <li>5台設置(いきいきほーる:3台、南部公民館:1台、障害者福祉センター:1台)</li> <li>有料後の利用者数などを把握後、設置台数・設置施設について検討。</li> </ul>	歳入
111	歳入確保	町有地の積極的な有効利用 (平成18年度)	<p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模開発で帰属を受けた土地や売却が難しいと思われる遊休地を保有。</li> </ul> <p>[課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遊休地を保有し続けることにより草刈等の維持管理費の発生</li> <li>土地の所有から活用へ政策転換</li> </ul>	<p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遊休地を利用し有料広告塔等を設置し、広告料をとることにより、歳入拡大に努める。</li> <li>広告掲載内容に基準を設ける。</li> <li>町内業者育成のため広告掲載に優先順位を設け、町内業者を優先し掲載させる。</li> </ul>	歳入

112	歳入確保	体育施設・文化施設の 使用料の見直し (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多くの公共施設が整備され、町民の貴重な財産として活用されている。これらの施設には維持管理のための経費がかかり、その多くは税金や利用料などでまかなわれている。</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>16年度決算額</td> <td>社会教育施設使用料</td> <td>3,791千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>体育施設使用料</td> <td>16,425千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>民生施設使用料</td> <td>820千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用料合計</td> <td>21,036千円</td> </tr> </table> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当町の厳しい財政状況を鑑みると、施設の管理運営コストに基づいて使用料の算定が必要である。</li> </ul>	16年度決算額	社会教育施設使用料	3,791千円		体育施設使用料	16,425千円		民生施設使用料	820千円		使用料合計	21,036千円	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全公共施設共通の使用料の算定についての基本方針を早急に検討し、平成18年10月から改定する。</li> <li>施設の性質をもとに、受益者負担率を定め、利用料を算出する。</li> <li>基本方針のもと5年ごとに使用料の見直しを行う。</li> <li>基本方針については10年ごとに見直しを行う。</li> </ul>	歳入
16年度決算額	社会教育施設使用料	3,791千円															
	体育施設使用料	16,425千円															
	民生施設使用料	820千円															
	使用料合計	21,036千円															
113	事務事業の見直し	公共施設使用料減免基準の 見直し (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内には多種多様な公共施設が整備されているが、維持管理には経費がかかり使用料と税金によって賄われている。</li> <li>施設使用料を徴収している公共施設においては、その設置条例及び施行規則に基づき使用料の減免又は減額を実施している。</li> <li>使用料の減免等については、施設の利用促進にはある程度の効果はあるものと考えられる。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>減免又は減額対象となる団体や減免対象となる事業、減額率などが全公共施設共通の基準がないため、運用においてばらつきが見られる。</li> <li>利用者負担の原則から、恒常的に同一団体等に対し減免措置を行うのは、一般利用者との公平性を損なうおそれがあり、新たな統一基準を検討すべきである。</li> <li>減免等を適用する場合は、わかりやすく、公平性が維持できるものにすべきである。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年中に公平性に考慮した新しい減免基準を検討する。</li> <li>施設使用料に対して施設共通の算出方法を研究し、使用料の見直しも併せて検討する。</li> </ul>	歳入												
114	事務事業の見直し	草刈機無料貸し出しの見直し (平成18年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「空き地等に繁茂した雑草等の除去に関する指導要綱」に基づいて草刈機を無料で貸し出しをしている。</li> <li>草刈機台数10台</li> <li>実績:平成15年度 151回 平成16年度 148回 平成15年度事業経費 222千円</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地の所有者がその責任のもとで草刈を含めた管理を行うべきであり、替え刃、点検修理などの維持管理を考えると草刈機の無料貸し出しを検討する必要がある。</li> <li>利用者の大半は同じ人であり、特定の人への無料サービスとなっている。平成16年度:貸し出し148回のうち73回は19人での重複利用である。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本来は土地所有者の責任と負担のもと草刈を行うべきであるが、町を美しく快適な環境を目指していくための最低限の支援は行政として行うべきである。</li> <li>平成18年度から受益者負担の観点から替え刃等維持費相当の有料貸し出しとする。</li> <li>1回につき1,000円とする。</li> </ul>	歳入												

115	歳入確保	職員等の駐車場使用料徴収	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎を含め各施設において勤務する職員は、施設駐車場を無料で使用している。</li> <li>・確定申告時期や施設での事業が行われる際、一時的に駐車場が不足することがある。</li> <li>・職員、再任用職員及び嘱託職員203人のうち公共交通機関利用者は6人。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町有地の有効利用を図る必要がある。</li> <li>・駐車場不足解消には直接つながらないが、職員等であっても自家用車を駐車することにより町有地を長時間占有するため、駐車場使用料の徴収を検討する必要がある。</li> <li>・駐車場不足解消のための具体的方策が必要である。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町有地の有効利用の一環として、自家用車で通勤する職員等については駐車場使用料を徴収する方向で検討を行う。</li> <li>・庁舎駐車場の不足解消については、町又は公社が所有する近隣の未使用地を活用していくものとする。</li> </ul>	歳入
116	歳入確保	下水道料金の見直し (平成19年度)	<p><b>[現状]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道の基本料金を設定していないために、10㎡までの使用家庭が約4割を占める本町では使用件数のわりには、下水道使用料収入が少ない。</li> <li>・下水道料金は平成元年に135円から消費税3%を賦課し140円に改定しているが、その後見直しを行っていないために実情は消費税の差額2%を町が負担している。</li> </ul> <p><b>[課題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町は19年度より県の流域下水道に変更されるが、他の市町と異なり、本町は単独でポンプ場を維持しなければならない、その維持管理費を賄える使用料が必要となってくる。</li> <li>・流域下水道に支払う処理単価は120円/㎡であり維持費分を見込んだ料金改定が必要である。</li> <li>・当初5億円程度あった基金も平成17年度は約3億に減額になっており、今後も増え続ける一般会計からの繰入れを抑制する必要がある。</li> </ul>	<p><b>[内容]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道サービスを長期安定的に提供するため、新財政計画を早急に策定し、町民の負担を考慮した必要最小限の下水道使用料の改定を行う。</li> </ul>	歳入